

犯罪のないみやぎ
安全・安心まちづくり基本計画
(第4期)

令和3年3月

宮 城 県

知事写真

はじめに

犯罪のない安心して暮らせる社会の実現は、全ての県民の願いです。本県における刑法犯認知件数は減少しているものの、オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害や、子どもへの不審な声かけなど、高齢者や子どもが被害対象となる事案は依然として発生しており、県民の犯罪被害に対する不安感の払拭に向けて、関係機関の協働のもと、犯罪の未然防止対策に地域一体となって取り組むことが求められています。

本県では、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」（平成18年4月施行）に基づき、平成19年に「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」を策定して以降、平成24年に第2期基本計画、平成29年に第3期基本計画を策定し、県民を犯罪被害から守る各種施策に取り組んできました。このたび、第3期基本計画の期間満了に伴い、これまでの取組成果や課題、社会情勢等の変化等を反映し、新たに令和3年度から令和7年度までを期間とする「第4期基本計画」を策定しました。

この計画では、従来の計画で掲げてきた「支え合い」、「見守り」、「環境整備」の3つを基本方針にするとともに、日常生活のなかで、子どもが犯罪被害に巻き込まれないように目配りする「ながら見守り」や、事業者による「防犯CSR活動」の推進等、新たな取組なども盛り込みました。今後、行政や県民、事業者などの様々な主体の連携や協働を図りながら、犯罪のない、誰もが安全に安心して暮らせる社会づくりを総合的かつ計画的に進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言をお寄せいただきました安全・安心まちづくり委員会委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

宮城県知事 村井 嘉浩

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第4期）

目 次

1	計画策定の趣旨	1
(1)	計画策定の背景	
(2)	安全・安心まちづくりに向けての取組	
(3)	安全・安心まちづくりとは	
(4)	計画の位置付け	
(5)	県民意見の反映	
(6)	計画の期間	
2	宮城県の現状と課題	4
(1)	県民生活における現状と課題	
(2)	地域社会の現状と課題	
3	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進	7
(1)	目標	
(2)	基本方針	
(3)	方向性	
(4)	推進体制の整備	
(5)	進行管理	
4	推進項目と具体的推進方策	13
方向性1	犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成	
推進項目(1)	県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成	
推進項目(2)	安全・安心まちづくり活動の推進	
推進項目(3)	各ボランティア団体等のネットワーク化の促進と連携・協働	
方向性2	犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進	
推進項目(4)	子どもの安全対策の推進	
推進項目(5)	子どもに関する安全教育の推進と相談窓口の充実	
方向性3	防犯上の配慮を要する者の安全対策の推進	
推進項目(6)	女性を犯罪の被害から守るための対策の推進	
推進項目(7)	高齢者、障害者、外国人等の安全対策の推進	
方向性4	多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応	
推進項目(8)	オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法による被害の防止	
推進項目(9)	インターネット犯罪被害の防止と情報モラルの推進	
推進項目(10)	大麻をはじめとする薬物乱用の防止	
方向性5	犯罪の防止に配慮した安全な環境整備	
推進項目(11)	犯罪の防止に配慮した安全な学校・通学路づくり	
推進項目(12)	犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及	
推進項目(13)	犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及	
推進項目(14)	犯罪の防止に配慮した安全な公共施設・商業施設等の普及	
推進項目(15)	防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用の推進	
方向性6	犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり	
推進項目(16)	犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくりのための環境整備の推進	
推進項目(17)	観光旅行者等の来県者が犯罪の被害にあわないための対策の推進	
推進項目(18)	大規模災害時等における安全対策の推進	

資料編

○犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例

○子どもを犯罪の被害から守る条例

○防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

○安全・安心まちづくり委員会委員名簿

○犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第４期）の策定経緯

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

宮城県は、豊かな自然に恵まれているとともに、都市、農山漁村など多様な環境を有しており、これからの時代に、真に豊かな生活を享受できる可能性を持った地域です。

このように素晴らしい可能性を持った地、「みやぎ」において、豊かで潤いのある生活を営んでいくための基本となるのは、安全で安心して暮らせる社会であり、その実現は県民共通の願いです。

しかし、県内では、刑法犯認知件数（注）が年々減少しているものの、子ども、女性、高齢者といった防犯上配慮を要する方を狙った犯罪等がいまだ多く発生しております。

また、情報化、高齢化、都市化など近年の急激な社会環境の変化により、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化も危惧されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症による、生活様式の変化に伴った新たな犯罪の発生も懸念されます。

このような中で、全ての県民が安心して暮らせるまちの実現のため、自治体や警察による取組のみならず、地域住民や事業者等の地域社会に関わる方々全てが連帯して支え合うことを基本として、県民一人ひとりが、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を持ち、基本的人権を尊重しながら、犯罪の被害にあわないまちづくりを進めていくことが必要となっています。

地域社会に関わる方々が連携し、暴力の減少や官民のパートナーシップの醸成に取り組むことは、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs（注））の推進に寄与します。



(2) 安全・安心まちづくりに向けての取組

宮城県では、平成18年3月に「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例（平成18年宮城県条例第46号。以下「条例」という。）」を制定し、また条例の理念を具体化するため、平成19年3月に「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」（平成19年度～平成23年度）を、平成24年3月に第2期基本計画（平成24年度～平成28年度）を、平成29年3月に第3期基本計画（平成29年度～令和2年度）を策定し、全ての県民が安心して暮らせるまちの実現を目的として、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）が、地域の実情に応じて、地域の課題を解決し、犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）を県民運動として進めていくことに取り組んでまいりました。

その結果、第3期基本計画が始まる直前の平成28年においては、宮城県の1年間の刑法犯認知件数は約16,400件であったものが、関係者をはじめとする県民一人ひとりの取組により、令和元年には約12,900件にまで減少するなど、一定の成果が現れています。

一方で、子どもや女性を対象とした声かけ事案や高齢者を狙った特殊詐欺等、県民の身近なところで犯罪や犯罪に発展しかねない事案が発生しており、治安に対する県民の不安感が払拭されているとは言えません。

（注）刑法犯認知件数：窃盗、強盗、殺人などの刑法犯について、被害の届出、告訴、告発、その他により警察などが犯罪の発生を認知した事件数。

（注）SDGs（読み：エスディージーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

また、本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災における経験を踏まえ、今後起こりうる災害や新型コロナウイルス感染症等に対応する安全・安心まちづくりの環境整備を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、第4期基本計画は、全ての県民が安心して暮らせるまちの実現に向けた取組をより一層推進していくために策定するものです。

(3) 安全・安心まちづくりとは

安全・安心まちづくりは、行政、県民、事業者など私たちの社会を構成する多様な主体が参画し、連携・協働して、それぞれの役割を果たしながら取り組んでいくものです。

特に、犯罪の被害にあわないようにするという意識を県民自らが持ち、課題解決に主体的に取り組むことで、「自分たちのまちは自分たちで守る」、「地域の安全は地域で守る」という安全・安心まちづくりの意識が育まれてきます。

また、県民等による様々な自主的活動が互いに連携し、ネットワーク化されていくことにより、安全・安心まちづくりの各種活動が県内各地に広まり、県民が安心して暮らせるまちづくりが進みます。

(4) 計画の位置付け

イ 条例に基づく基本計画

この基本計画は、条例第7条第1項に規定された基本計画となります。

社会情勢や地域の実情に応じて、県民等が自主的に行う安全・安心まちづくりの活動を促進し、県民運動として展開していくための各種施策を体系化して示すものです。

ロ 「新・宮城の将来ビジョン」との整合

県では、県政運営の基本的な指針として、将来の宮城のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて県が優先的・重点的に取り組むべき施策をまとめた「新・宮城の将来ビジョン」を策定しています。

本計画の策定及び実行に当たっては、これら「新・宮城の将来ビジョン」との整合を図りながら、犯罪のない安全で安心なみやぎの実現に向けた取組を行っていきます。

ハ 宮城県の策定するその他の計画との関係

安全・安心が目的で本条例外の分野については、他の計画に基づいて推進することとしており、結果を共有するなど相互に連携を図りながら計画を推進していきます。（P3図参照）

安全で安心なまちを実現するためには、犯罪被害者への支援や加害者を生まないための人づくり、罪を犯した人の更生などについても取り組んでいく必要があります。被害者支援については「宮城県犯罪被害者支援推進計画」などにに基づき、人づくりについては「宮城県教育振興基本計画」や「青少年の健全な育成に関する基本計画」などにに基づき、関係機関・団体と協力の上、各部局が相互に連携しながら推進していきます。また、罪を犯した人の更生については、「宮城県地域福祉支援計画」に基づき、今後も必要な取組を行っていきます。

(5) 県民意見の反映

基本計画の策定に当たっては、県民から意見を募集するとともに、安全・安心まちづくり委員会（注）に諮問し、その答申を踏まえ策定しました（条例第7条第3項及び第4項）。

(6) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

社会情勢や犯罪発生状況等を勘案し、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

（注）安全・安心まちづくり委員会：条例第8条に基づき、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的な計画、その他安全・安心まちづくりに関する重要事項を審議するため、有識者や団体関係者等で構成される知事の附属機関。

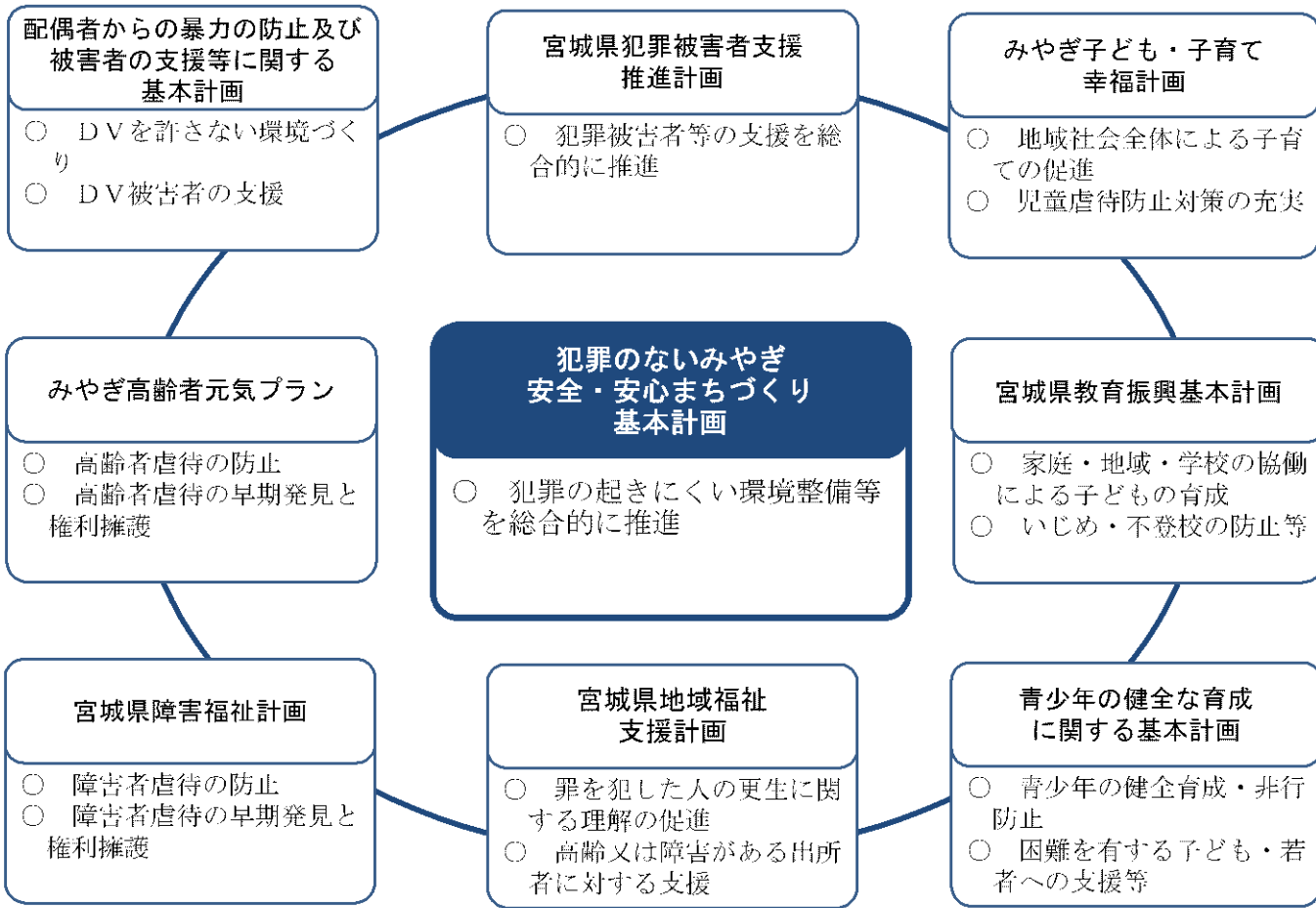
計画の位置づけ

新・宮城の将来ビジョン

- 将来の宮城のあるべき姿の実現に向けて優先的・重点的に取り組む施策を推進

安全で安心なまちづくり，安全・安心な地域社会の構築

〈主な関連計画〉



2 宮城県の現状と課題

(1) 県民生活における現状と課題

イ 犯罪の現状

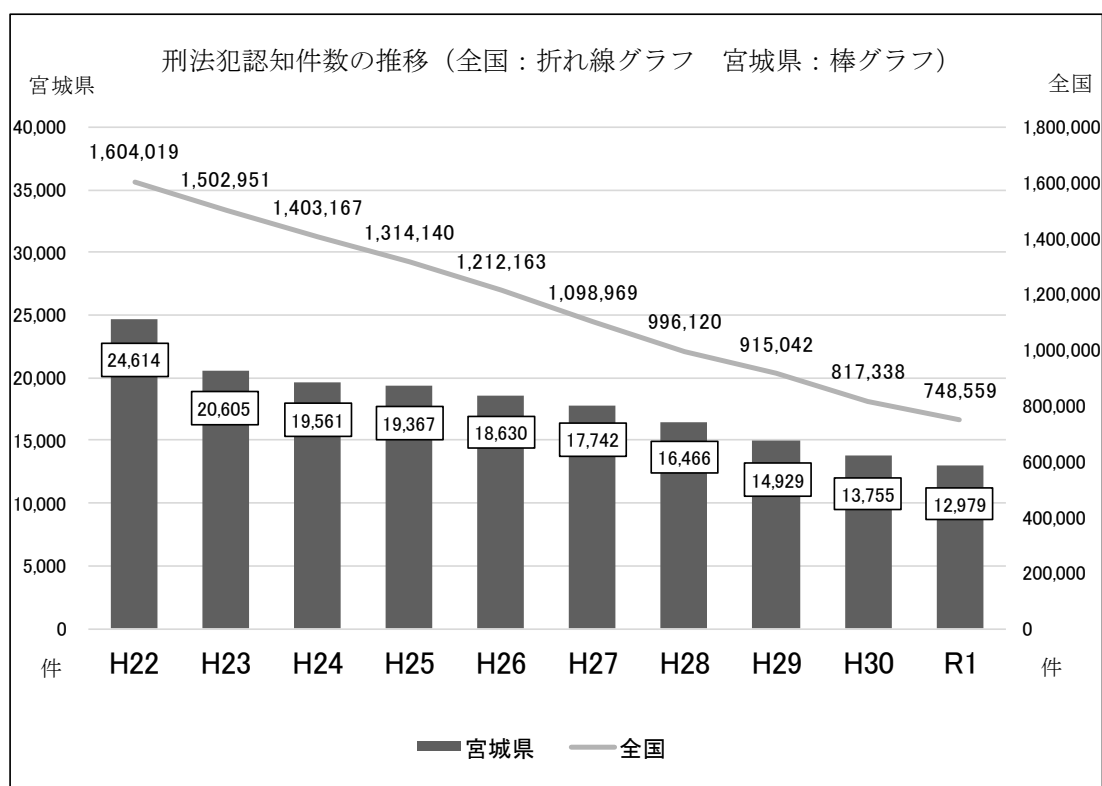
宮城県の刑法犯認知件数は、平成13年に約49,900件とピークを記録しましたが、その後は減少を続けており、令和元年は約12,900件と約4分の1まで減少しております。前計画期間（平成29年度から令和2年度まで）が始まる前の平成28年の年間約16,400件と比べても、3年間で約3,500件の減少となっております。

全国の刑法犯認知件数についても、ピークだった平成14年は約285万件でしたが以降減少を続け、令和元年は約75万件と約4分の1まで減少しております。

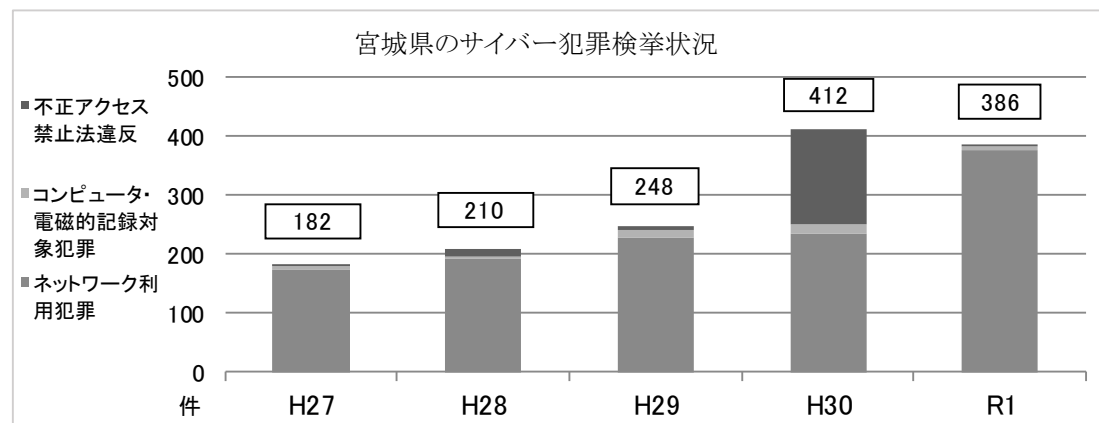
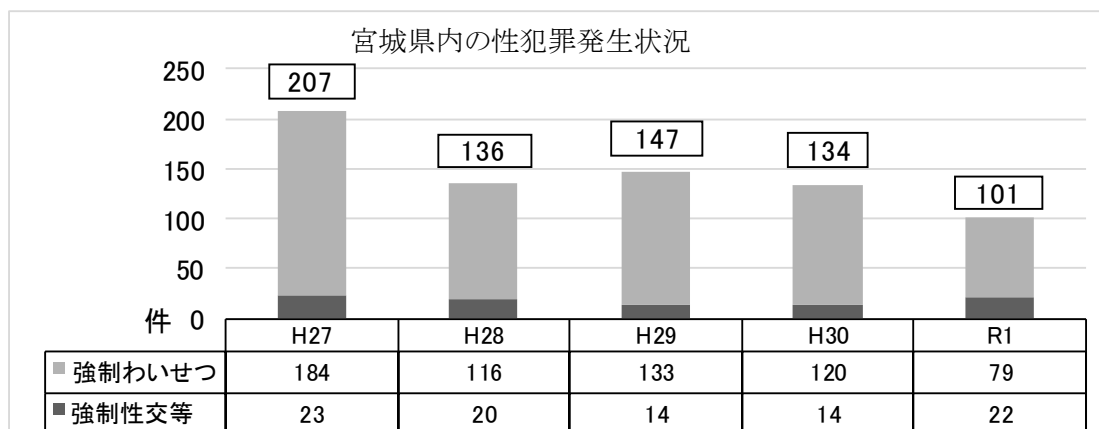
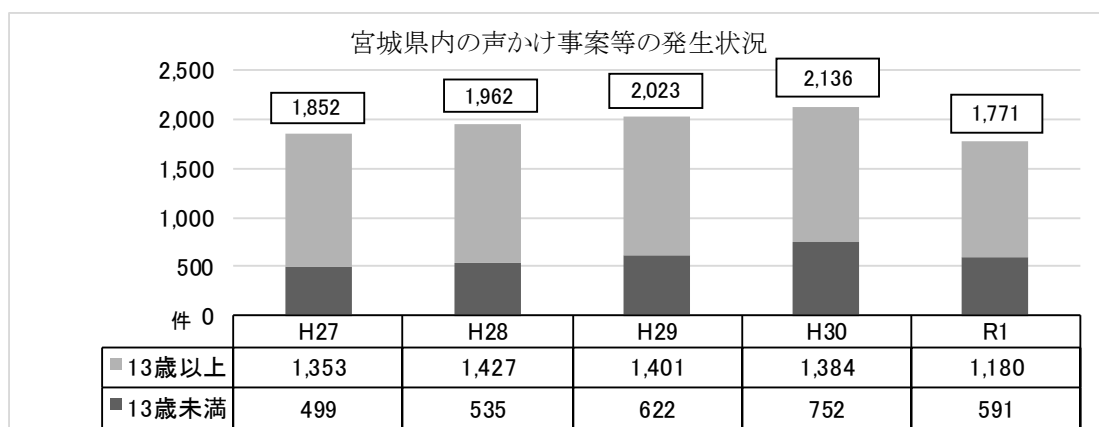
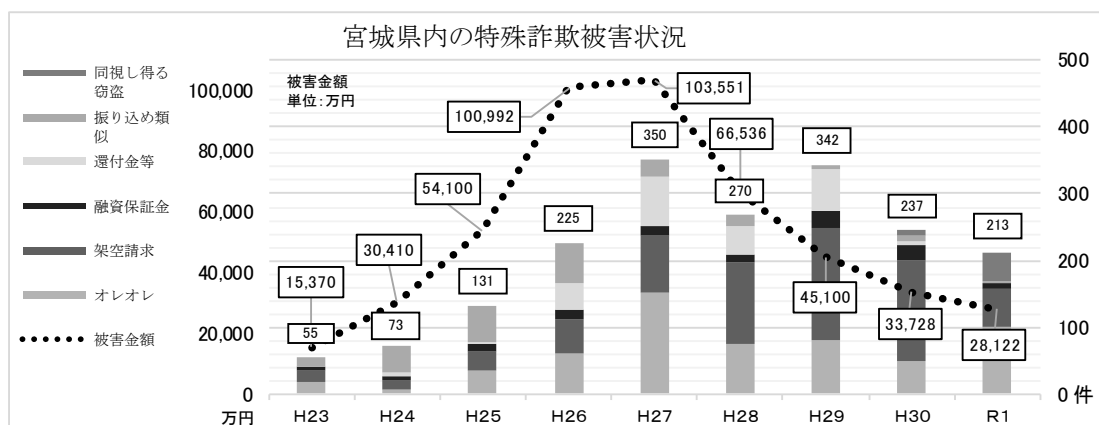
全国と県内の刑法犯認知件数を人口千人当たりで比較すると、全国は最多だった平成14年が人口千人当たり22.4件、最少だった令和元年は5.9件であるのに対し、県内においては、最多だった平成13年が人口千人当たり21.1件、最少だった令和元年は5.7件まで減少しており、県内は全国の比率より若干低い水準を推移しております。

このことから、刑法犯認知件数は大幅に減少しており、安全・安心まちづくりに向けての取組について、一定の成果が現れていると言えます。

しかしながら、特殊詐欺の被害は、平成27年をピークに減少傾向にあるものの、令和元年においても、いまだ件数、金額ともに看過できない水準にあるほか、子どもや女性に対する性犯罪等に発展するおそれのある前兆事案も依然として発生しているなど、県民の身近なところで犯罪等が発生しています。また、生活様式、社会情勢の変化に伴ってインターネット等のネットワークを利用した犯罪が増加傾向にあるなど、県民の犯罪に対する不安が払拭されているとは言い難い状況にあります。



※警察庁、宮城県警察本部より



※宮城県警察本部より

ロ 子どもを取り巻く現状

次の世代を担う子どもは、県民総ぐるみで健やかに育て、守っていかなければなりません。

県内の少年非行状況については、非行少年の検挙・補導数が減少傾向にあり、非行防止対策の成果が現れていますが、引き続き関係機関が連携して非行少年を生まない社会づくりを推進していく必要があります。

他県においては子どもを狙った無差別殺傷事件が発生しており、県内においても子どもに対する不審な声かけ、つきまとい等の重大事件に発展するおそれのある前兆事案は依然として発生しています。スマートフォン等の普及等を通じて、県民生活や経済活動にインターネットが必要不可欠となった一方、子どもが有害な情報や危険な情報にアクセスすることが容易になり、特にソーシャルネットワークワーキングサービス（注）（以下「SNS」という。）等に起因する犯罪に子どもが巻き込まれることがないよう注意を要する状況が続いており、子どもの身を守る対策に関する取組の推進が強く求められています。

また、子どもの家庭環境においても、社会の情勢が大きく変化していく中で、児童虐待等が発生するなど、近年、子どもを取り巻く社会環境は、多様化・複雑化しています。

（２） 地域社会の現状と課題

我が国の治安の良さは、警察をはじめとする関係機関の取組やお互いに支え合い、助け合うといった地域の連帯感に支えられてきました。

犯罪のない安全で安心して暮らせるみやぎを実現するには、県民、事業者、各種団体、警察、自治体が連携・協働していく必要があります。

平成２３年に東日本大震災が発生しましたが、今後も起こりうる様々な災害や新型コロナウイルス感染症等の緊急事態においても、予期せぬ環境の変化に乗じた新たな犯罪の発生も懸念されるため、

様々な関係機関等が連携して、住民一人ひとりが安全で安心して暮らせるための各種取組を推進する必要があります。

また、子どもを取り巻く環境が急速に変化している中で、県民一人ひとりが子どもを見守り、地域ぐるみで育んでいくことが大切です。これまでの防犯ボランティアを中心とした活動の効率化・活性化はもとより、個人の負担が少ない形で、新たな主体が見守りに関わることを促し、見守りの担い手の裾野を広げていく必要があります。

さらに、グローバル化の進展により、在留外国人が増加するといった変化が生じています。観光施策の推進やオリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により、今後は、外国人観光客の数も増加していくことが予想されるため、多様な文化的背景を有する外国人が安全に安心して過ごせる環境を整備していかなければなりません。

（注）ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS：Social Networking Service）：登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。

3 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進

(1) 目標

県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、全ての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちを実現します。

(2) 基本方針

- イ 県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、お互いが支え合う地域社会を実現します。

県は、県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、お互いが支え合う地域社会を実現するために、地域でコミュニティ活動を行っている団体の連携を推進し、防犯意識の高揚と相互扶助精神の醸成を県内にくまなく広げ、安全・安心まちづくりを大きな県民運動として推進します。

- ロ 子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、その置かれている社会的背景に留意しながら見守り、犯罪被害から守っていきます。

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人等が犯罪の被害を受けることがないよう地域全体で見守る取組を推進するとともに、相談しやすい環境の整備に努めます。
また、犯罪の被害にあわないように、社会環境の変化に応じつつ、効果的な安全情報の提供を推進します。

- ハ 基本的人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行います。

犯罪が発生しやすい場所として、一般的に「入りやすく」「見えにくい」場所が危険性が高いと捉えられており、その逆の「入りにくく」「見えやすい」場所が多いまちづくりを目指すことで、犯罪を誘発する要因を除去し、安全・安心まちづくりを推進します。
その際、プライバシーを始めとする個人の権利を侵害しないことなど人権への配慮に努めながら推進していきます。

全ての県民が、犯罪に巻き込まれることなく
安心して暮らせるまちの実現

- ◎ 県民の生活の安心感が向上する。
- ◎ 犯罪被害が減少する。
- ◎ 犯罪が起きにくい地域社会が実現する。

県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」，「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し，お互いが支え合う地域社会を実現します。

支え
合い

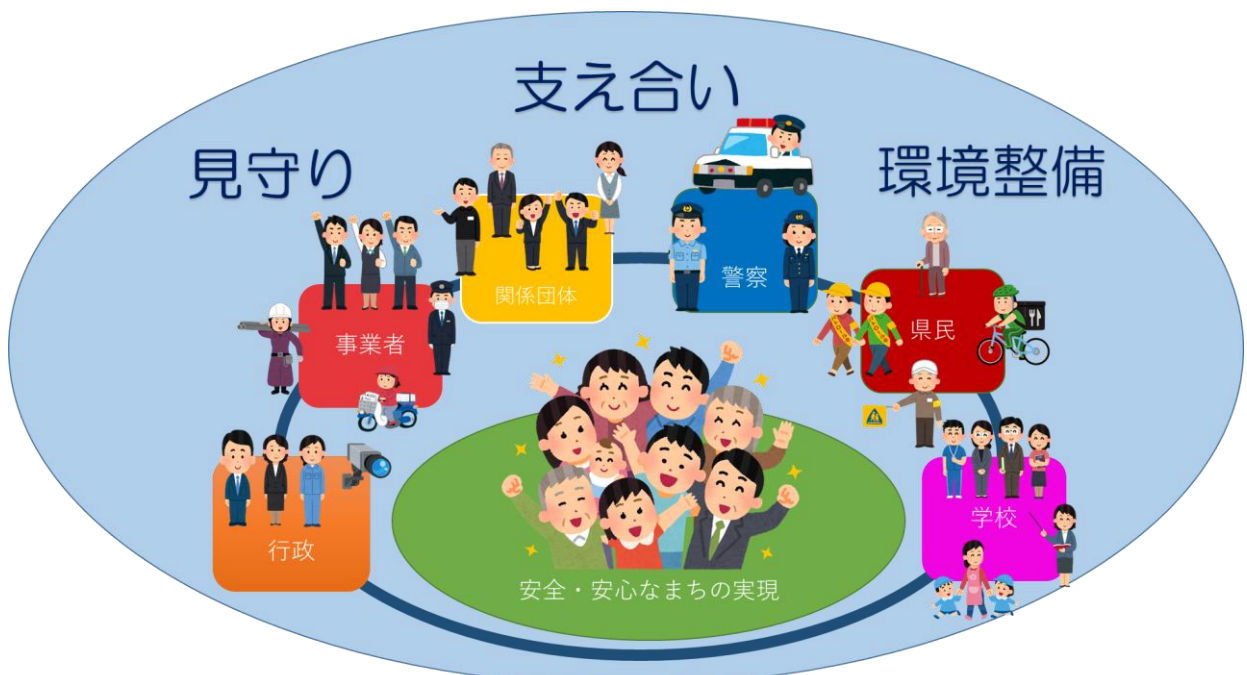
見
守
り

環
境
整
備

基本方針

子ども，女性，高齢者，障害者，外国人など特に防犯上の配慮を要する人を，その置かれている社会的背景に留意しながら見守り，犯罪被害から守っていきます。

基本的人権に配慮しつつ，犯罪が起きにくく，県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行います。



(3) 方向性

方向性1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成

犯罪のない安全で安心な暮らしを営むことは、県民共通の願いです。

そのためには、県民一人ひとりが地域の課題を認識し、自主的・主体的に解決していくことが必要です。

これまでも、町内会、PTA等を中心とした子どもの見守り活動のほか個人単位でも犬の散歩やウォーキングを子どもの登下校時に合わせて行う「ながら見守り」（注）などの様々な取組が県内各地で行われています。

こうした取組を地域コミュニティの連帯に発展させていくことが、犯罪のないみやぎを目指す上で重要です。

このため、安全・安心まちづくりに関する県民の気運を醸成し、県民運動として展開することにより、安全で安心な地域社会を実現していきます。

方向性2 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進

我が国には、子どもの健やかな成長を願い、地域全体で子どもを育て、見守るという意識が共有されていたため、常に近隣の住民が子どもを見守っており、子どもに対する犯罪が起きにくい環境がありました。

しかしながら、生活様式や社会情勢の変化に伴い、地域で住民同士が支えあう力が低下することが危惧されます。

犯罪やトラブルから子どもを守るためには、住民一人ひとりが子どもの置かれている現状に関心を持つことが重要であり、県は、地域が連帯して子どもを見守り、犯罪が起きにくい環境を作る取組や情報化社会に対応する犯罪予防等の取組を推進していきます。

方向性3 防犯上の配慮を要する者の安全対策の推進

性犯罪やストーカー、ドメスティック・バイオレンス（注）（以下「DV」という。）等の被害は大きな社会問題となっており、取扱件数も高水準で推移しております。

国では、令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、被害者支援の充実や被害者の心情に配慮した体制の整備などを検討することとなりました。

これを踏まえ、被害を受けている女性に対し、相談しやすい環境の整備や関係機関が連携した適切な支援を行うとともに、社会全体で性差を原因とする犯罪を許さない環境づくりや若年期からの安全教育を進め、女性が犯罪被害者にならない社会を実現していきます。

また、高齢者、障害者、外国人等が犯罪に巻き込まれないよう、関係機関との連携による地域全体での見守り活動の促進や、各種相談窓口の充実を図っていきます。

（注）ながら見守り：ウォーキング、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常生活をしながら、防犯の視点を持って子どもの見守りを行うこと。

（注）ドメスティック・バイオレンス（DV：domestic violence）：配偶者や内縁関係にある者、家族、恋人などのパートナー、元配偶者や元パートナーなどの近親者から受ける虐待・暴力。

方向性 4 多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応

高齢者等を狙った特殊詐欺の被害は、いまだ件数、金額ともに看過できない水準にあり、手口も多様化・巧妙化しています。

また、インターネットやスマートフォン等の普及に伴い、子どもから高齢者まで幅広い年代でインターネット利用に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が増加しています。インターネットによる取引が拡大する中で、違法薬物である大麻については「有害性がない」等の誤った情報が氾濫しており、若年層を中心に大麻乱用の裾野が拡大しています。

このような社会環境の変化に伴い、ますます多様化・巧妙化する犯罪等により県民が被害を受けることを防止するため、自治体や学校、地域が一体となった取組を推進していきます。

方向性 5 犯罪の防止に配慮した安全な環境整備

全国では、本来、安全な場所であるべき学校や通学路等において、子どもを狙った凶悪な事件が発生しています。

そこで、自治体や警察、学校、家庭、地域が一体となって学校・通学路等の安全点検を行い、危険箇所を改善し、安全な学校、通学路等の整備を推進することにより、子どもの安全確保に努めます。

また、地域における自主的な防犯活動に加え、犯罪の防止に配慮した環境づくりが重要です。このため、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」（注）（以下「防犯指針」という。）に基づき、道路や公園等の公共の場所や商業施設等の建設に際し、計画段階から防犯灯や防犯カメラ等の効果的設置を推進し、犯罪の防止に配慮した構造や環境整備を推進します。

方向性 6 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティ（注）のある地域づくり

観光地や繁華街が、違反広告物、落書き、ゴミの散乱、放置された空き地・空き家・空き店舗等により環境が悪化している状態では訪れた人の印象が悪くなるばかりでなく、犯罪を誘発する原因になるため、都市部、都市近郊地域、農山漁村地域といった地域性を尊重しつつ、関係機関、団体等が連携して、犯罪を誘発するような環境を改善し、美しい地域づくりを進めていきます。

また、東日本大震災や令和元年東日本台風の被災地の安全対策を推進するほか、今後も起こりうる大規模災害等の緊急事態に備え、平常時から見守り活動や情報提供等により安全で安心な生活ができる対策に取り組めます。

（注）犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針：犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例に基づき、犯罪が起きにくい環境づくりに向けた配慮すべき事項をまとめた指針（平成18年度策定、平成29年度改定）。

（注）ホスピタリティ：思いやり、もてなし、他人へのやさしさなどを意味し、個々人を尊重し、相手の立場を考え、相手の痛みを感じとれる心の在り方ともいえる。人との関係で「まごころのふれあい」が大切であることを表す。

(4) 推進体制の整備

安全・安心まちづくりの目標を実現するため、行政、県民、事業者など私たちの社会を構成する多様な主体がその役割に応じ、それぞれの役割を果たしながら、連携・協働して推進する体制を整備します。

イ 県の体制整備

県は、安全・安心まちづくりの施策を総合的に推進するため、知事部局、教育庁、警察がそれぞれの役割に応じ、地域の実状に応じた活動が行えるよう、推進体制を整備します。

- 警察、教育庁を含めた「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり推進本部」を設けて、各部局の施策への基本計画と防犯指針の内容の取込みを徹底します。
- 知事部局、教育庁、警察は、それぞれ開催する会議等に参加するなど、各部局の情報を共有するとともに、必要に応じて連携・協働していきます。

ロ 県民・事業者・ボランティア団体・NPO法人など多様な主体との連携

安全・安心まちづくりには、町内会等や小学校区及び中学校区単位の地域での住民の参加と協力が不可欠です。スポーツ振興活動、子ども会活動、少年補導活動、健全育成活動、交通安全活動、自主防災活動等を行っているボランティア団体やNPO法人、県民と接する機会の多い業務に従事する事業者など多様な主体によるそれぞれの得意分野を活かした取組が一層促進されるよう、連携・協力していきます。

- 「すばらしいみやぎを創る協議会」（注）や「青少年のための宮城県民会議」（注）が実施する事業と連携を図り、シンポジウム、自主活動団体の表彰、事例発表等の機会を設け、安全・安心まちづくりを県民運動として進めます。
- 県内の賛同団体等を広く集めた「全国地域安全運動宮城県大会」を開催し、自主防犯活動を促進します。
- 安全・安心まちづくりに取り組む県民、自主活動団体に情報提供、講師の派遣、助言等の支援を行います。
- 宅配業者や小売業者等をはじめとする県民と接する機会の多い業務に従事する事業者等と連携し、宅配時におけるパトロール等の事業者による日常の業務活動に合わせた防犯活動の実施を促進していきます。

（注）すばらしいみやぎを創る協議会：明るく住み良く、安全で安心な地域社会の実現を目指し活動している団体。安全で安心なまちを創る運動、美しい生活環境を創る運動等を行っている。

（注）青少年のための宮城県民会議：県内の青少年健全育成を推進する中核的民間団体。正会員として、市町村・青少年育成市町村民会議・青少年育成関係機関団体・民間企業等の団体が加盟している。

ハ 市町村や国，他の都道府県との連携

安全・安心まちづくりにおいて，地域の防犯活動など県民に身近な市町村の果たす役割が大きいことから，市町村の行う安全・安心まちづくりに係る施策に関し，助言その他の支援を行うとともに，市町村と県のパートナーシップによる連携の強化を図り，総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。また，国や他の都道府県との広域的な連携にも努めます。

- 県内の各市町村の情報共有の推進や，補助制度の運用等により，市町村の取組を支援します。
- 国や他の都道府県との情報交換を推進し，施策の展開にいかすとともに，先進事例等について市町村に紹介します。

(5) 進行管理

毎年度，安全・安心まちづくりに関して講じた施策の内容を，安全・安心まちづくり委員会において報告，意見を聴取し，次年度の施策に反映していきます。

4 推進項目と具体的推進方策

方向性1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成

推進項目(1) 県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成

県民等が犯罪の被害にあわないよう、特殊な手口による犯罪、特定の業種等を対象とした犯罪、広域的に発生が急増している犯罪や地域性の高い犯罪などの情報を公表するとともに、犯罪の発生状況を統計的に分析して県民等に提供します。

これらの取組を通じ、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識の醸成を図り、正確な情報に基づいて県民が自ら有効な防犯対策を講ずることができるよう支援します。

〈具体的推進方策〉

イ 地域安全情報の提供

- 身近な地域社会で発生している犯罪の発生情報や具体的な防犯対策に関する情報を警察、自治体等で共有し、県民、事業者に適時適切に情報提供します。
- 犯罪被害にあわないための方法や統計的に分析した犯罪の発生状況を県民、事業者に情報発信し、自主防犯活動及び地域住民の個々の防犯を促進します。
- マスコミ、ホームページ、SNS、回覧板等の様々な媒体を活用して、地域安全情報を広く県民等に効果的に伝達します。

ロ 地域における安全教育の充実

- 各地域で開催される犯罪の被害にあわないための安全教室や安全・安心まちづくりの効果的な自主的活動を促進するために開催される各種講座等に対して、講師派遣や教材等の提供等の支援を行います。
- 地域社会が連携し、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を高める安全教育の充実を図ります。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
地域安全情報の提供	地域社会の不安を解消し、自主防犯活動及び地域住民の個々の防犯活動を促進するため、犯罪発生情報や具体的な防犯対策に関する情報について適時適切に提供する。	警察（生活安全企画課）
地域安全教室講師派遣事業	地域防犯団体、自治体、町内会等が主催する地域安全教室に講師を派遣する。	県（共同参画社会推進課）

推進項目(2) 安全・安心まちづくり活動の推進

県民等の社会活動への参加を促進し、安全・安心まちづくり活動の担い手の裾野を広げるとともに、専門家による研修等を実施し、多様な世代を安全・安心まちづくりの担い手として育成します。

「地域の安全は地域で守る」ため、県民等による地域の諸問題を地域で解決する自主的活動を促進します。

〈具体的推進方策〉

イ 安全・安心まちづくりの担い手となる人材の育成

- 様々な社会活動の中心となっている人をはじめとした地域住民を対象に、安全・安心まちづくりに関する研修等を実施し、地域の安全・安心まちづくりのリーダーとなる担い手の育成を推進します。
- 防犯団体、青色回転灯装備車両の運用団体に対する防犯パトロール講習等を行い、活動支援及び活性化を図ります。

ロ 県民等の社会活動への参加の促進

- 県民や事業者に対し、自治体、警察、関係機関が連携して安全・安心まちづくり活動について積極的に情報発信を行い、防犯活動に対する県民の理解を深めるとともに、より多くの人が参加しやすい多様な自主防犯活動を支援して、県民等の防犯活動への参加を促し、安全・安心まちづくりの裾野の拡大を促進します。
- 様々な社会活動団体との連携、協力を促進し、情報を共有して効率的・多目的な活動を促し、一つの主体に負担が偏らず、多様な世代や事業者が日常生活を送りながら見守りに関わることを促進します。
- 宅配業者や小売業者をはじめとする県民と接する機会の多い業務に従事する事業者等と連携し、業務をしながら防犯の視点を持って見守り活動を行うなどの防犯CSR活動（注）の実施を促進し、持続可能な新たな防犯活動を推進します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
犯罪のない安全・安心まちづくりリーダー養成講座	県民・事業者等の自主防犯活動促進を目的として、地域の安全を守る活動の担い手の中核となるリーダーを養成する講座を開催する。	県（共同参画社会推進課）
スクールガード養成講習会	各小学校区の登下校時における見回り活動を行うボランティアを対象にした研修会を開催する。	教育庁（スポーツ健康課）
防犯ボランティア活動等の支援	防犯ボランティア活動の活性化に向けた、活動ノウハウや防犯情報等の提供、合同パトロール等の活動連携等の支援を行う。青色回転灯装備車両の普及促進を図る。事業者による防犯CSR活動を促進する。	警察（生活安全企画課）

（注）防犯CSR活動：CSR（Corporate Social Responsibility）とは、「企業の社会的責任」と訳される。事業者が自ら企画・立案し、犯罪の被害防止など地域に貢献する取組。

推進項目(3) 各ボランティア団体等のネットワーク化の促進と連携・協働

地域で様々な社会活動に取り組んでいる団体とのネットワーク化を促進し、情報を共有して、適切な役割分担と効果的な連携に取り組むことにより、個々の負担を軽減した効率的な活動を促進します。

また、安全・安心まちづくりに関する自主的活動は、県民等が主体となって多くの地域で進められています。

こうした活動を、県内にくまなく広げ、幅広い層の県民等が参加する地域社会全体の取組へと発展させていくため、県民等の理解の向上を図るとともに、自治体、警察等の関係機関と県民、事業者等が連携・協働して取り組み、安全・安心まちづくり活動の気運の醸成を促進します。

〈具体的推進方策〉

イ 自治体、警察、県民、事業者、各種活動団体等の連携・ネットワーク化の促進

- 自治体、警察等の関係機関と、防犯協会、社会福祉協議会、子ども会、女性団体及び老人クラブ、スポーツ振興、少年補導、青少年健全育成、交通安全、自主防災等の地域で様々な活動を行っている団体が連携して、地域のネットワークを形成し、適切な役割分担と効率的な活動を促進します。

ロ 地域活動拠点の整備

- 地域の警察署連絡所（注）、公民館、コミュニティセンター、集会所等を安全・安心まちづくり活動の拠点として機能させるため、ネットワークの運営、装備資機材の貸与等の支援を行います。
- 地域において各種安全教室、地域安全点検、地域安全情報の集約・発信等を行い、拠点としての機能を充実させます。

ハ 県民運動としての推進体制の確立

- 安全で安心なまちづくりを目指した取組を県内全域に広げていくために、「すばらしいみやぎを創る協議会」や「青少年のための宮城県民会議」などの県民運動の推進母体と連携し、その経験やノウハウを活用することで、県民総ぐるみの運動として発展させます。

ニ 県民運動を推進するためのコミュニティの育成

- 県民誰もが安全・安心まちづくりに参加できる環境を作るため、「一軒一灯運動」（注）、「あいさつ運動」、「花のあるまち運動」など手軽に参加できる活動を促進するとともに、こうした運動への参加を契機としたコミュニティの育成を促進します。

（注）警察署連絡所：廃止された交番・駐在所等を連絡所として開所し、警察官が相談への対応や書類の受理等にあたっているもの。

（注）一軒一灯運動：各家庭で玄関灯や門灯を一晩中点灯し、まち全体を明るくすることにより犯罪者が活動しにくい環境を作る運動。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
防犯ボランティア活動等の支援	（公社）宮城県防犯協会連合会とともに、県民の防犯意識の高揚を図ることを目的とした全国地域安全運動宮城県大会を開催する。	県（共同参画社会推進課） 警察（生活安全企画課）
すばらしいみやぎを創る協議会との連携	安全・安心まちづくり活動に対する気運の醸成を図る目的で、すばらしいみやぎを創る協議会と共催でフォーラムを開催する。また、すばらしいみやぎを創る運動として環境美化活動等様々な活動を実施する。	県（共同参画社会推進課）
安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラム	自治体、警察、防犯ボランティア、学校、事業者等によるネットワークフォーラムを開催し、情報交換及び連携強化を図る。	県（共同参画社会推進課）

方向性2 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進

推進項目(4) 子どもの安全対策の推進

「子どもを犯罪の被害から守る条例」(平成27年宮城県条例第63号)に規定する県、県民及び事業者の責務に基づき、子どもを犯罪の被害から守る対策を推進し、県民一人ひとりが子どもの安全に関心を持ち、地域全体で子どもを見守っていくという気運を醸成します。

学校、家庭、警察、地域住民、ボランティア、事業者等の連携の下に、登下校時や放課後等の子どもの見守り活動、通学路等の地域安全マップ(注)の作成、防犯講話の開催等の取組が行われるよう支援します。

学校安全ボランティアや校内の巡回や相談に従事するスクールサポーター(注)等による効果的な子どもの見守り体制の整備を促進します。

住民が日常生活を送りながら、防犯の視点を持って子どもを見守る「ながら見守り活動」や、事業者等が行う防犯CSR活動など、新たな防犯活動の取組を促進します。

児童虐待防止の普及啓発を進め、地域ぐるみで子どもを虐待から守ります。

〈具体的推進方策〉

イ 地域における子どもの安全確保に向けた連携の強化・取組の推進

- 「子どもを犯罪の被害から守る条例」に基づき、自治体、学校、警察、地域住民、ボランティア、事業者等が連携協力して、子どもを犯罪の被害から守る取組を推進します。
- 「子どもを犯罪の被害から守る条例」を広く周知させるため、様々な機会を通じて広報啓発等を実施し、県民一人ひとりが子どもの安全に関心を持ち、地域全体で子どもを見守っていくという気運を醸成して、子どもの安全対策を推進します。
- 宅配業者や小売業者をはじめとする県民と接する機会の多い業務に従事する事業者等と連携し、宅配時等の日常の業務活動に合わせて子どもを見守る防犯CSR活動や、地域住民の日常生活をしながら防犯の視点を持って子どもの見守り活動を行う「ながら見守り活動」など、多様な担い手による新たな見守り活動について普及啓発し、取組を促進します。

ロ 登下校時等における子どもの安全対策

- 「登下校防犯プラン」(注)に基づき、学校、警察、防犯ボランティア等と連携して、情報を共有し、子どもの見守り活動を促進します。
- 放課後子供教室(注)や放課後児童クラブ(注)などの子どもが放課後等に安全で健やかに過ごせる活動拠点(居場所)を地域の中に確保し、総合的な放課後対策を実施します。

(注) 地域安全マップ：地域の中で犯罪や事故の発生しやすい危険箇所（道路から見通しの悪い公園、駐車場、周囲から見通しの悪い道路、暗所、放置された空き地等）や子ども110番の家などの緊急避難場所を表示した地図。

(注) スクールサポーター：学校からの派遣要請に応じて、学校関係者と連携を図りながら、児童・生徒の問題行動への対応や非行防止対策等を継続的に支援する活動を行っている人。警察官OBなどが就任している。

(注) 登下校防犯プラン：新潟市における下校中の児童が殺害された事件を受け、国が登下校時の子どもの安全確保のための対策を取りまとめたもの。

(注) 放課後子供教室：地域の方々や保護者の協力を得て、放課後の小学校施設等において、子どもに学習やスポーツ、地域に根ざした多様な体験活動及び地域住民との交流活動等の機会を提供し、子どもが地域の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進しようとするもの。

(注) 放課後児童クラブ：就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、児童館等において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ろうとするもの。

ハ 子ども１１０番の家（注）等の設置促進とその活用

- 安全で安心な通学路や遊び場を確保するため、子どもの緊急避難先として指定されている「子ども１１０番の家」等の設置の協力を求め、犯罪の起きにくい環境づくりを促進するとともに、子ども１１０番の家の登録を契機とした子どもの見守り活動の展開を支援します。

ニ 子どもに関する安全情報の共有

- 警察、学校、関係機関等が不審者情報等を共有する体制を確立し、子どもの安全対策を推進します。
- 不審者情報など子どもの安全に関する情報について、より迅速な対応に資する情報提供を実施します。
- 住民ニーズに的確に対応した地域安全情報を提供し、広報、啓発活動を推進するとともに、子どもを犯罪の被害から守るために行う県民等の自主的な活動を促進します。

ホ 子どもの虐待防止の取組の推進

- 児童虐待防止の理解を深めるための研修会の開催や啓発パンフレットの配布により、児童虐待に関する知識の普及と連絡・相談窓口の周知広報を行い、地域ぐるみで子どもを虐待から守る取組を推進します。
- 児童虐待への対応を充実させるため、福祉、医療、教育、警察等の関係機関による連絡協議会や、支援者向けの研修会の開催等により、関係機関の連携・協力を推進します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラム（再掲）	自治体、警察、防犯ボランティア、学校、事業者等によるネットワークフォーラムを開催し、情報交換及び連携強化を図る。	県（共同参画社会推進課）
地域安全教室講師派遣事業（再掲）	子どもの見守りなどを行う地域の防犯団体が開催する研修会等へ講師を派遣する。	県（共同参画社会推進課）
地域学校協働活動推進事業（放課後子供教室）	全ての就学児童に対して放課後や週末等に安全・安心な活動拠点を設け、子どもが地域の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。	教育庁（生涯学習課）
子ども虐待防止の取組の推進	地域住民の児童虐待への理解を深めるため、啓発パンフレット等による周知広報や、連絡協議会等による関係機関の連携・協力を推進する。	県（子ども・家庭支援課）

（注）子ども１１０番の家：子どもが、事件、事故等に遭遇するおそれがある場合の緊急避難場所として、特定の民家、店舗、事業所等を指定し、子どもが避難してきたときに一時保護するとともに警察等へ通報し、地域における子どもの安全を図ろうとするもの。実施団体によって呼び名やマークが異なる。

推進項目（５） 子どもに関する安全教育の推進と相談窓口の充実

「自らの安全は自らが守る」という自立的な防犯意識を育てるため、できるだけ早い年代から、子どもの年齢や発達段階に応じた教材を使用した効果的な安全教育を推進し、子どもの犯罪回避能力を育てるとともに、子どもが相談しやすい環境の整備・充実を推進します。

また、大人の防犯意識の向上により、地域全体で子どもを見守るという気運を醸成します。

〈具体的推進方策〉

イ 子ども の 健全育成

- 青少年健全育成県民総ぐるみ運動の実施等により、家庭、学校、地域が協力して、子どもの健全育成に努めていく気運を醸成します。

ロ 子ども の 犯罪回避能力の育成等

- 子ども向けの犯罪被害防止のための広報活動を推進し、防犯知識の向上を図ります。
- 「みやぎ学校安全基本指針」及び防犯指針に基づき、防犯教室や防犯訓練などで、子どもの学年や理解度に応じた参加・体験型の効果的な被害防止教育を実施し、危険に直面した際に逃げることや、誘いを断るなどの犯罪回避能力を育てます。

ハ 子ども の 相談窓口の充実

- 問題を抱える子ども、保護者及び学校関係者を対象とする相談窓口、少年警察補導員等による相談活動、インターネットの活用による相談等の各種相談窓口の充実と情報の共有化、周知広報を推進します。
- スマートフォンの普及をはじめとした情報化社会の進展等、子どもを取り巻く環境の変化に応じた適切な相談対応ができるよう、研修の実施等により、相談員の資質向上に努めます。

ニ 子どもを守るための大人に対する防犯意識の向上

- 地域において見守り活動等を行う団体・個人又は保護者を対象とした安全教室に講師を派遣し、防犯意識の向上、効果的で効率的なパトロールを促進し、子どもを地域全体で見守るという気運を醸成します。
- 学校、教育委員会等と連携し、教職員に対する安全教育の研修会を実施するなど、地域の特性や学校の実情等を踏まえながら、地域に根ざした学校安全教育を推進します。
- 家庭における安全教育を促進するため、保護者を対象とした安全教室を開催し、家庭における効果的な安全教育を支援します。

ホ 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援

- 少年補導センターなど地域における立ち直り支援の核となる機関を強化し、警察、教育、福祉、更生保護、労働等の関係機関が連携して、立ち直りまでの一貫した支援体制の整備を推進します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
青少年健全育成県民総ぐるみ運動	青少年の非行防止と健全育成を目的に、県民の意識の高揚を図るとともに、関連諸活動を推進する。	県（共同参画社会推進課）
地域安全教室講師派遣事業（再掲）	子どもの見守りなどを行う地域の防犯団体が開催する研修会等へ講師を派遣する。	県（共同参画社会推進課）
子どもの安全教室の実施	保育園，幼稚園，小学校，中学校，高等学校等において防犯教室及び不審者侵入対応訓練を実施する。	警察（県民安全対策課，少年課）
石巻圏域子ども・若者総合相談センターの運営	子ども・若者及び家族等の様々な相談に対して、関係機関と連携したワンストップ相談サービスを行う。	県（共同参画社会推進課）
少年相談事業（警察）	少年の非行防止等に関する相談に対して、少年警察補導員等が面接や電話等で助言を行う。	警察（少年課）

方向性3 防犯上の配慮を要する者の安全対策の推進

推進項目（6） 女性を犯罪の被害から守るための対策の推進

異性に対する理解を深める教育・啓発や性暴力に関する教育・啓発など男女がお互いを尊重し、共生するための取組を進めることによって、女性が犯罪の被害におびえず安全に安心して暮らすことができる社会づくりを推進するとともに、女性に対する若年期からの安全教育や啓発を推進し、自主防犯力を高めていきます。

また、性犯罪やリベンジポルノ（注）、DVの被害などの他人に話しぶらい悩みを抱える女性が相談しやすい環境の整備と関係機関の連携による適切な支援を推進します。

相談窓口の情報共有の推進、圏域単位での関係機関連絡協議会及び性暴力被害相談支援センターの設置など、女性が性差に関係なく社会の中で安全に安心して暮らしていくための取組を推進し、引き続き、必要な対策について検討を進めます。

〈具体的推進方策〉

イ 女性に関する安全教室の推進

- 異性が互いの立場を思いやり、お互いの理解を深めるための教育・啓発や性暴力に関する理解を深めるための取組を推進します。
- 性犯罪被害やリベンジポルノ、DV、ストーカー等の被害防止のための安全教室について、若年期からの取組を推進します。
- 各相談機関へ地域安全情報を提供するとともにリーフレット等の資料を配布し、相談窓口において犯罪被害にあわないための対策情報の広報・啓発活動を推進します。

ロ 女性が相談しやすい環境の整備

- 行政機関、教育現場、警察などの女性相談の体制を充実することにより、犯罪被害について女性が相談しやすい環境をつくり、相談を通じた問題の解決を推進します。
- 女性が性犯罪やリベンジポルノ、DV、ストーカー等の被害にあった場合に、その初期段階で相談しやすい体制を整備し、被害への理解を深めるための啓発活動及び相談窓口について広報活動を推進します。
- 複数の問題を抱えているなど、複雑化・多様化する相談にも適切に対応することができるように、研修の実施等により、相談員の資質向上に努めます。

ハ 女性の適切な支援に向けた関係機関の連携の促進

- 女性の悩みを総合的に解決していくため、本人の気持ちを尊重しつつ、各相談窓口間の情報の共有と関係機関と連携しながら、途切れのない支援を推進します。

ニ 女性が標的になりやすい犯罪から女性を守るための対策の推進

- 女性が標的になりやすい性犯罪やストーカー・DV事案における、加害者更生に向けた取組を推進します。

（注）リベンジポルノ：撮影した元交際相手や元配偶者の裸などの個人の性的な画像を、本人の承諾を得ずに、インターネットを介し公表等を行う行為。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
女性の安全教室の推進	女性を対象とした防犯教室等を開催する。各種広報媒体を活用した、被害を防止するための広報啓発を実施する。	警察（県民安全対策課）
性暴力被害者支援事業	「性暴力被害相談支援センター宮城」を設置し、性暴力の被害者等からの相談に応じ、関係機関へのコーディネート等の支援を行う。	県（共同参画社会推進課）
男女共同参画相談事業	「みやぎ男女共同参画相談室」において、家庭や地域、職場などでの性別による差別的な扱い、DVやセクハラなど男女共同参画に関する県民からの様々な悩みや苦情に応じる。	県（共同参画社会推進課）
配偶者暴力相談支援センター事業	女性相談センター及び保健福祉事務所に相談員を配置し、生活の困窮やDV被害など様々な問題に関する相談に応じる。	県（子ども・家庭支援課）
「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせた啓発の実施	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～25）に、企業・民間支援団体等と連携し、リーフレットの配布やパープルライトアップ等を実施し、女性に対する暴力の根絶に向けた啓発活動を実施する。	県（子ども・家庭支援課、共同参画社会推進課）
迷惑行為防止条例の周知及び被害防止対策の推進	女性が標的になりやすい犯罪である迷惑行為防止条例違反（痴漢、盗撮等）に関する周知及び被害防止を推進する。	警察（県民安全対策課）

推進項目（７） 高齢者、障害者、外国人等の安全対策の推進

関係団体や事業者等と協力し、高齢者、障害者、外国人等に対して緊急時の通報先の周知、身近な安全対策等に関する講習・情報提供を行います。

また、各種相談窓口の充実を図ることにより、高齢者、障害者、外国人等が安全に安心して生活できる環境を整えます。

〈具体的推進方策〉

イ 高齢者の安全対策の推進

- 自治体、警察、関係機関、自治会、事業者等と連携し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域全体で安全対策を推進します。
- 警察、関係機関、事業者等と連携しながら、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、防災無線など様々な広報媒体を活用して、高齢者に関する地域安全情報を発信し、安全対策を推進します。
- 介護施設、医療機関、社会福祉活動団体等を対象とする研修会を開催し、高齢者が犯罪被害にあわないための情報提供、指導助言を行い、高齢者の権利擁護を図ります。
- 高齢者が利用する施設に対し、職員・従業員への防犯指導や防犯訓練の実施、地域との交流等を奨励するとともに、必要な助言を行い、施設の防犯力の向上を推進します。
- 各市町村の地域包括支援センター等を中心に、関係機関がネットワークを構築し、情報を共有して相談機能の充実を図るなど、高齢者虐待防止対策を推進します。

ロ 障害者の安全対策の推進

- 自治体、警察、関係機関、自治会、事業者等が連携の上、ノーマライゼーション（注）の理念に基づき、障害者が安心して暮らせるよう、地域全体で安全対策を推進します。
- 障害者が利用する施設において、防犯マニュアルの整備や防犯訓練の実施等、不審者侵入等による被害を防ぐための対策を促進します。
- 地域の基幹相談支援センターや相談支援事業所等を中心に、関係機関が連携して障害者に関する相談支援体制の充実を図り、障害者虐待等の防止対策を推進します。

ハ 外国人等の安全対策の推進

- 外国人やその家族等の困りごとに対応するみやぎ外国人相談センターを設置し、寄せられる相談に対応するとともに、必要な情報提供をします。その他多様な機関と連携し、より迅速かつきめ細やかに対応できる体制を構築します。
- 大学、日本語学校、事業所等の外国人留学生や技能実習生を対象とした犯罪被害防止のための防犯講話及び広報を推進します。

（注）ノーマライゼーション：障害がある人もない人も、共に地域で日常生活を送れるような社会こそが普通の社会であるという考え方。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
高齢者見守り対策事業	高齢者が地域で安心して生活できるよう，見守り活動を推進する。	県（長寿社会政策課）
高齢者虐待対策事業	虐待の防止及び発生時の市町村及び関係機関ネットワーク体制の構築支援等高齢者が安心して暮らせる地域づくりを行う。	県（長寿社会政策課）
地域安全教室講師派遣事業（再掲）	地域で行う安全教室等に講師を派遣し，防犯講話や防犯訓練等を実施する。	県（共同参画社会推進課）
安全・安心まちづくりの推進	高齢者，障害者，外国人等に対する犯罪被害防止のための講話，広報啓発活動を実施する。	警察（生活安全企画課、県民安全対策課）
みやぎ外国人相談センター設置事業	外国人県民やその家族等の困りごとに対応する相談センターを設置し対応する。	県（国際企画課）

方向性4 多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応

推進項目(8) オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法による被害の防止

あらゆる手段を活用し、特殊詐欺に狙われやすい高齢者等を対象とする啓発活動を積極的に実施します。

また、高齢者のみならず若年層も含めた幅広い世代に対し啓発を行うとともに、家族、近隣住民などのほか、介護・福祉関係者、金融機関、宅配業者、コンビニエンスストアなどと連携し、被害防止対策を推進します。

〈具体的推進方策〉

イ 特殊詐欺や悪質商法による被害にあわないための啓発活動の推進

- 地域の防犯教室等あらゆる機会を通じて、最新の手口や騙されないための予防策を情報提供し、幅広い世代が理解しやすいような啓発活動を推進します。
- 各種会合、キャンペーン等において情報提供を行うほか、マスコミ、ホームページ、ラジオ等に加えSNSも活用し、消費生活サポーター制度等を活用した幅広い世代に対する広報啓発活動を実施するなどして、最新の手口、対処法や相談窓口に関する情報を提供します。
- 特殊詐欺予兆電話把握時の早急な特殊詐欺注意報の発令や、みやぎセキュリティメール（注）の発信、自治体、防犯団体、事業者等と連携、情報共有して巡回広報、声かけを実施し、特殊詐欺被害にあわないための啓発活動を推進します。
- 令和4年4月から成年年齢が18歳へ引き下げられ、18歳及び19歳には未成年者取消権を適用できなくなり、悪質商法等被害の増加が懸念されることから、学校、家庭等と連携した消費者教育を進めます。

ロ 関係機関等と連携した被害の未然防止対策の推進

- 被害にあう前に相談できるよう、関係機関等が連携して相談窓口の広報啓発を図るとともに、相談しやすい窓口を目指します。
- 高齢者のみならず若年層も含めた幅広い世代に対し、家族や近隣住民、介護・福祉関係者等の関係機関が連携し、被害未然防止対策を推進します。
- 金融機関や郵便・宅配業者、コンビニエンスストアなどにおける広報ポスターの掲示、従業員の啓発の充実と高齢者等への積極的な声かけなど、被害の未然防止のための水際対策を推進します。
- 特殊詐欺被害防止のための迷惑電話防止機能付き電話機器等の有効性の周知徹底、普及促進を図ります。
- 少年や大学生等の若者が、特殊詐欺の受け子をはじめとする犯罪に加担しないように、学校等と連携して若年層の規範意識とモラルを向上させる取組を推進します。

（注）みやぎセキュリティメール：警察が、県民等に対し、県内で発生した「犯罪発生情報」や犯罪被害に遭わないための「防犯情報」などを配信しているメール。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
消費生活相談事業	消費生活にかかる相談や苦情を受け付け、事業者との間に入り、あっせんや専門相談機関の紹介等を行う。	県（消費生活・文化課）
出前講座・地域安全教室講師派遣事業	地域住民や関係施設職員等に対する出前講座や地域安全教室に講師を派遣し、被害の未然防止を図る。	県（消費生活・文化課，共同参画社会推進課）
特殊詐欺被害防止対策	多様な広報媒体による広報啓発を推進する。迷惑電話防止機能付き電話機を普及促進する。金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策を推進する。	警察（生活安全企画課）

推進項目(9) インターネット犯罪被害の防止と情報モラルの推進

スマートフォンの普及等を通じて、県民生活や経済活動にインターネットが必要不可欠となった一方、県民がインターネットの利用により犯罪等に巻き込まれたり、他者の人権を侵害したりしないための情報モラルの向上を図ります。

また、トラブルに巻き込まれた場合でも、その初期段階で適切な相談を受けられるように、相談体制の充実を図ります。

SNS等を通じて子どもが犯罪に巻き込まれたりすることのないよう、インターネットやスマートフォン等の適切な利用についての教育を推進します。

子どもが置かれている情報化社会の現状に関する大人の理解を進めるとともに、家庭や学校等においてインターネットの安全な使い方に関するルール作りを促進し、子どもがインターネットを通じた犯罪に巻き込まれないための環境づくりを推進します。

〈具体的推進方策〉

イ インターネット犯罪被害防止のための啓発活動の推進

- 研修会の開催や、パンフレットを配布するキャンペーン等を実施し、インターネットを利用した犯罪の手口や予防策等の広報啓発活動を推進し、被害にあわないための取組や他者の人権を侵害しないための情報モラルの向上を推進します。

ロ インターネット犯罪被害等の相談体制の充実

- 多様化・高度化する相談内容に対応するため、相談員に対する研修等を実施し、インターネット利用に関するトラブルの相談体制の充実を図ります。
- インターネット利用に関するトラブルが発生した場合でも、その初期段階において適切な相談を受けられるように、相談窓口の周知を図ります。

ハ 情報化社会の進展に伴う新たな犯罪被害の防止

- クレジットカード、電子マネー等によるキャッシュレス決済を悪用した不正利用犯罪やフィッシング被害など、情報化社会の進展に伴う新たな犯罪被害を防止するため、自治体、関係機関、事業者、サイバー防犯ボランティア（注）等が連携・協力して新たな犯罪手口の情報共有を図り、被害予防啓発などの取組を推進します。

ニ 子どもに対する情報モラル教育の推進

- 子どもがインターネットを適切に利用するための情報モラル教育を推進します。また、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、インターネットに潜む危険性について周知・啓発を推進します。
- 青少年が、自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上で、電子メール等で送信することを要求される「自画撮り被害」を防止するため、インターネットの安全安心利用に関する講話の実施や啓発パンフレットの配布等を行うなど、広報啓発活動を推進します。

（注）サイバー防犯ボランティア：サイバー空間における防犯ボランティア。犯罪被害防止のための教育活動、広報啓発活動、サイバー空間の浄化活動等を中心に取り組んでいる。

ホ 子どもを取り巻く情報化社会の現状に関する大人の理解度の向上

- 情報化社会における子どもの見守りを進めるため、子どものインターネットの利用実態についての講習会の開催やリーフレットの作成などを行い、インターネットの利用に起因して子どもが犯罪等の被害者にも加害者にもなっているという情報化社会の現状について大人の理解を進めるとともに、家庭や学校等においてインターネットの安全な使い方に関するルール作りを促進します。
- 子どもが利用するスマートフォン等へのフィルタリング（注）の活用を促進するため、保護者、携帯電話関係事業者等に対するフィルタリングの必要性についての普及・啓発を推進します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
消費者啓発事業	消費者トラブルに関する広報啓発，インターネットを利用したトラブルに関する相談窓口の紹介や，未然防止対策の啓発を図る。	県（消費生活・文化課）
インターネット安全利用推進事業	青少年のインターネットトラブルを未然に防ぎ，安全な利用の仕方や家庭での使用についてのルール作り等の普及・啓発を図る。	県（共同参画社会推進課）
サイバーセキュリティ・カレッジの実施	児童，学生，教員，地域住民等を対象にサイバーセキュリティにかかる講話を実施する。	警察（サイバー犯罪対策課）
SNS等に起因する犯罪被害防止対策事業	少年によるインターネットの安全利用に向けて，小・中学生，高校生を対象としたインターネット安全利用教室等を実施する。	警察（少年課）

（注）フィルタリング：インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する青少年の健全な成長を著しく阻害する情報の閲覧を制限すること。

推進項目（１０） 大麻をはじめとする薬物乱用の防止

全国の大麻事犯の検挙人員は増加傾向にあり、若年層を中心に大麻乱用の裾野が拡大しています。

このことから、若年層に対する薬物乱用防止教育を推進し、「薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』」との意識を持たせることにより、将来の薬物乱用を生まないようにします。

また、様々な手段により、薬物乱用防止に向けた啓発活動を実施し、県民が違法薬物に手を出さない環境づくりを進めます。

〈具体的推進方策〉

イ 若年層に対する薬物乱用防止教育の推進

- 学校等と連携しながら、若年層に対する薬物乱用防止教育を充実強化し、違法薬物の有害性・危険性を周知します。
- 各種イベントにおいて、クイズパネル等の子ども向けの啓発資材を活用し、効果的な教育活動を実施します。

ロ 薬物乱用防止に向けた啓発活動の推進

- 街頭キャンペーンの実施やポスターの掲示、パンフレットの配布などにより、薬物乱用の防止に向けた啓発活動を推進します。
- 地域住民や保護者向けの研修会を開催し、薬物乱用の有害性、危険性などを広く周知し、薬物乱用防止の気運の醸成を図ります。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
薬物乱用防止推進事業	「宮城県薬物乱用対策推進計画」に基づき、関係機関と連携し、各種啓発活動を実施する。	県（薬務課）
薬物乱用防止広報啓発活動	小・中学校、高校、大学、専門学校等における薬物乱用防止講話を推進し、違法薬物の有害性、危険性を広く周知させ、乱用防止意識の醸成を図る。	警察（銃器薬物対策課、少年課）

方向性5 犯罪の防止に配慮した安全な環境整備

推進項目（11） 犯罪の防止に配慮した安全な学校・通学路づくり

自治体、警察、学校、家庭、ボランティア等が連携して学校や通学路等の安全点検を実施します。

子どもの目線に立って見通しの良い植栽や、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備等の環境整備を進め、危険箇所の解消に努めます。

〈具体的推進方策〉

イ 学校等の施設の安全対策（構造、設備、管理）の促進

- 防犯指針の広報啓発活動を実施し、学校等の施設の安全対策や取組を促進します。また、社会情勢に応じて、配慮すべき事項や必要な方策等の見直しを行います。
- 関係機関や地域住民、事業者等と情報を共有し、学校等の安全対策を図ります。

ロ 子どもにとって安全な通学環境の整備

- 「登下校防犯プラン」に基づき、学校、警察等の関係機関が連携して子どもの安全確保のための取組を推進します。
- 保護者、地域住民、学校、警察・市町村、関係機関・団体等が連携して、通学路の安全点検を実施し、子どもの通学環境に存在する防犯上の問題点について共通認識を形成するとともに、それら危険箇所の解消に向けて、子どもの目線から防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備の整備や植栽の見通しを良くするなどの通学路等の整備を連携して進めます。
- 「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、防犯カメラの有用性や犯罪抑止効果を広報啓発し、自治体、町内会等に対し、通学路等における適正な防犯カメラ設置を推進します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針広報啓発活動	「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」をあらゆる機会を通じ広報啓発する。	県（共同参画社会推進課）
防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン広報啓発活動	防犯カメラを適正かつ効果的に活用するためのガイドラインの広報啓発活動を実施する。	県（共同参画社会推進課）
登下校防犯プランに基づく防犯対策（再掲）	登下校時における児童生徒等の安全を確保するため登下校時の総合的な防犯対策に取り組む。	教育庁（スポーツ健康課） 警察（生活安全企画課）

推進項目（１２） 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及

行政や県民がそれぞれの役割を担って、地域の安全を確認し、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備の設置、見通しの良い植栽等の犯罪の防止に配慮した道路、公園等の整備を進めます。
また、自動車・自転車の盗難を防止するための対策を関係機関・団体と連携し推進します。

〈具体的推進方策〉

イ 道路、公園、駐車場等の見通しの確保、防犯設備の整備促進

- 道路、公園、駐車場等の設置者や管理者に対し、防犯指針に基づく見通しの確保、障害物の撤去、必要な照度の確保や防犯カメラ等の防犯設備の設置などを働きかけ、犯罪の防止に配慮した施設の整備の促進に努めます。
- 犯罪の起きにくい「入りにくく」「見えやすい」環境について啓発活動を行い、県民自らが日常生活の中で地域の環境について安全点検を行い、管理者等と防犯上危険な箇所について情報を共有し環境改善を図る取組を推進します。
- 関係機関等が連携して情報共有を図り、道路、公園、駐車場等の公共の場所における安全点検を行い、地域の環境改善に努めます。

ロ 自動車・自転車の盗難防止対策の推進

- 公益社団法人宮城県防犯協会連合会や自動車・自転車の販売会社等と連携・協働し、自動車盗難等防止装置（注）や自転車防犯登録の普及を図るなど盗難防止対策を促進します。
- 関係機関・団体が連携した自動車・自転車の盗難防止街頭キャンペーンを実施し、盗難防止対策を推進します。
- 道路、駐輪場等において必要な照度、見通しの確保や、管理意識の向上を管理者等に働きかけ、自転車を放置されにくい環境を作ることにより、自転車の盗難を防止します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
交通安全施設整備事業	周囲からの見通しを確保することにより、犯罪者が近づきにくい環境を確保する。	県（道路課）
防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン広報啓発活動（再掲）	防犯カメラが適正かつ効果的に活用するためのガイドラインの広報啓発活動を実施する。	県（共同参画社会推進課）
駐輪場における自転車盗難防止対策	ツーロック等自転車盗難防止の広報啓発活動を実施する。駐輪場管理者に対する環境整備に向けた働きかけを行う。	警察（生活安全企画課）

（注）自動車盗難等防止装置：イモビライザー、位置情報追跡タイプ（GPS等）、固定器具タイプ（ハンドル・シフトロック）等。

推進項目（１３） 犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及

「防犯性能の高い建物部品」（注）（錠、ドア、窓、シャッター等）に関する情報を消費者に提供するため、住宅の設備機器、建材・住宅設備事業者等に対する広報啓発を推進します。

また、「宮城県優良防犯アパート・マンション認定制度」（注）を推奨し、建物や敷地まで含めた全体の防犯性能を考慮した共同住宅等、犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及を促進します。

〈具体的推進方策〉

イ 防犯性能の高い建物部品の普及

- 防犯指針に基づき、見通しの確保、照度の確保、防犯設備の設置などを働きかけ、犯罪の防止に配慮した住宅の整備の促進に努めます。
- 犯罪の発生状況、手口等に関する情報提供、ガラス破壊実験や実践的安全教室、住まいの安全点検を通じて、ＣＰマーク（注）の付いた防犯性能の高い建物部品の普及を促進します。

ロ 「宮城県優良防犯アパート・マンション認定制度」の推奨

- 宮城県防犯設備士協会の「宮城県優良防犯アパート・マンション認定制度」を推奨し、犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及を促進します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
犯罪に強い住宅の普及の促進	宮城県防犯設備士協会で行う宮城県優良防犯アパート・マンション認定制度の普及啓発と、協会と連携した防犯性能の高い建物部品の普及の促進を行う。	県（共同参画社会推進課） 警察（生活安全企画課）

（注）防犯性能の高い建物部品：関係省庁及び建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」（平成１４年１１月設置）において、侵入犯罪の防止を図るため平成１６年４月から公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に記載されている建物部品。

（注）宮城県優良防犯アパート・マンション認定制度：宮城県防犯設備士協会が実施する認定制度で、一定の防犯基準を満たす防犯性に優れたアパート・マンションを認定する制度。

（注）ＣＰマーク：「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が防犯性能試験を実施し、約７割の侵入盗が侵入をあきらめるとされている５分間耐えうることを基準に認定したドア、ガラス、錠、サッシなどの防犯性能の高い建物部品に表示しているマーク。ＣＰとは、「Crime Prevention」（防犯）の頭文字をとったもの。

推進項目（１４） 犯罪の防止に配慮した安全な公共施設・商業施設等の普及

防犯機器等の設置促進や防犯訓練の実施等により、公共施設・商業施設・社会福祉施設・その他の多くの人が利用する施設の防犯力向上を促進します。

また、深夜商業施設等（注）を地域安全情報の発信拠点や県民等の自主的活動における立ち寄り場所として活用するほか、深夜小売業施設（注）を子どもや女性、高齢者等の緊急避難場所や緊急通報支援等の拠点（セーフティステーション（注））としての情報発信を行い、活用を促進します。

〈具体的推進方策〉

イ 公共施設・商業施設等の防犯力の向上

- 公共施設・商業施設等の多くの人が利用する施設管理者に対し、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づく防犯カメラ等の防犯機器等の適正な設置と操作要領の確認や、防犯機器等の適正な運用に努めるよう協力を要請します。
- 公共施設・商業施設等の職員・従業員への防犯指導や防犯訓練の実施等を奨励するとともに、必要な助言を行い、施設の防犯力を高める取組を促進します。
- 大規模小売店舗等において、防犯指針に基づき、施設の見通しの確保、定期的な巡回や従業員への防犯指導の実施等、安全を確保するための対策を促進します。
- 社会福祉施設等において、防犯指針に基づき、防犯マニュアルの整備や防犯訓練の実施等、不審者侵入等による被害を防ぐための対策を促進します。

ロ 深夜商業施設等に対する安全情報の提供、安全対策の啓発

- 防犯指針に基づく安全対策を推進するとともに、深夜商業施設等の管理者に対し、地域安全情報を提供して地域の情報発信拠点や県民の緊急避難場所としての役割を担うこと、また、緊急通報支援等について協力を要請します。

ハ 深夜小売業施設のセーフティステーションとしての活用の促進

- 地域のセーフティステーションとなっている深夜小売業施設が、犯罪被害から逃れるための緊急避難場所として利用できることについての情報発信を積極的に行い、その活用を促進します。
- 深夜小売業施設に対し、従業員への防犯指導や防犯訓練の実施等を奨励するとともに、必要な助言を行い、深夜小売業施設のセーフティステーションとしての体制整備や機能強化を促進します。

（注）深夜商業施設等：深夜小売業施設のほか、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、ゲーム場、カラオケ店、インターネットカフェ、ボウリング場などをいう。

（注）深夜小売業施設：午後１０時から翌日の午前５時までの間において営業する小売業に供される施設（コンビニエンスストア等）。

（注）セーフティステーション：一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会（ＪＦＡ）が、社会的責任の一環として「安全・安心なまちづくり」及び「青少年環境の健全化」へ取組む自主的な活動を行う拠点であり、具体的には、女性・子どもなどの駆け込みへの対応等を行うもの。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
犯罪の防止に配慮した施設の普及	防犯指針の啓発活動による公共施設・商業施設等における防犯力の向上のための防犯診断や不審者対応訓練等を実施する。	県（共同参画社会推進課）
防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン広報啓発活動（再掲）	防犯カメラを適正かつ効果的に活用できるようにするためのガイドラインの広報啓発活動を実施する。	県（共同参画社会推進課）
セーフティステーション機能の利用推進	深夜小売業施設に対する地域安全情報の提供や防犯訓練の実施による機能強化を行う。	警察（生活安全企画課）

推進項目（１５） 防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用の推進

平成２８年１０月に策定した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護等の調和を図り、防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用を推進します。

〈具体的推進方策〉

イ 防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用の推進

- 防犯カメラの犯罪抑止効果等の有用性を広報啓発し、事業者、地域団体、地域住民に防犯カメラ設置に関する理解、協力を求め、プライバシー等に十分配慮した防犯カメラの設置を推進します。
- 平成２８年１０月に策定した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」について、防犯講話などの機会や、啓発パンフレットを配布するなど、県民や事業者等に広く周知させる取組を行います。
- 商店街や地域団体等が防犯カメラを設置するに当たって、必要な助言や情報提供を行い、防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用を支援します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン広報啓発活動（再掲）	防犯カメラを適正かつ効果的に活用するためのガイドラインの広報啓発活動を実施する。	県（共同参画社会推進課）
自治体、民間事業者、住民等に対する防犯カメラの有用性の広報啓発活動	行政機関、民間企業、各種団体等に対し防犯カメラの有用性について広報し、情報提供、必要な助言を行う。	警察（生活安全企画課）

方向性6 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり

推進項目（16） 犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくりのための環境整備の推進

違反広告物、落書き、ゴミの散乱、放置された空き地・空き家・空き店舗等、街路の暗がりなど無秩序な環境は、訪れた人に不安感を与えると同時に犯罪を誘発する原因になるため、ボランティア、関係事業者、施設管理者等と行政機関が連携し、地域ぐるみの違反広告物の除却、落書きの消去、街路の清掃などの環境浄化活動や空き地・空き家・空き店舗等の適切な管理を推進し、犯罪の起きにくい環境づくりを進めます。

〈具体的推進方策〉

イ 街の美観を著しく阻害する違反広告物、落書き等を許さない環境づくり

- 県民、ボランティア、関係事業者、施設管理者等と行政機関が連携し、地域ぐるみで違反広告物の除却、落書きの消去、街路の清掃等の環境浄化活動を実施し、迷惑行為を許さない環境づくりを推進します。

ロ 犯罪に利用されないための空き地・空き家・空き店舗等対策の推進

- 管理されていない空き地・空き家・空きビル・空き店舗等、死角となる箇所、暗がり等の点検改善活動を行い、地域住民と関係機関が情報を共有し、連携して対策を推進します。
- 空き地・空き家・空きビル・空き店舗等が犯罪の温床とならないよう、侵入防止策を講じることや、周囲の可燃物除去、壊れた窓ガラスの速やかな修繕など適切な管理を行うことについて所有者・管理者に助言や指導を行います。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
みやぎ違反広告物除却サポーター制度	公道、公園内の電柱や信号機に貼られている違法な「はり紙」を自主的に除却するボランティア団体を支援し、街の美観等の保持・環境の浄化を図る。	県（都市計画課）
街並み改善による環境浄化	防犯ボランティアによる自主パトロールを推進する。 客引き警戒等、自治体、関係機関・団体と連携・協働した環境浄化活動を行う。	警察（生活安全企画課）

推進項目（１７） 観光旅行者等の来県者が犯罪の被害にあわないための対策の推進

観光旅行者等の来県者に対する地域安全情報の提供や、外国人来県者が分かりやすい多言語による地域安全情報の提供など、安心して宮城県を訪れることができる環境を整備します。

〈具体的推進方策〉

イ 観光旅行者等の来県者に対する地域安全情報の提供

- 観光旅行者等が旅行地で安心して滞在できるよう、地域安全情報の提供を行います。
- 地域国際化協会及び市町村の国際交流協会、観光協会等と連携して、犯罪の発生状況等の共有を図り、外国人を含む観光旅行者等に向けて、観光案内所やホテル、旅館等の宿泊施設等を通じて地域安全情報等の提供を行います。
- 観光施設等の管理者に対し、地域安全情報に基づく従業員の指導・研修・訓練を推進します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
観光情報センター管理事業	国際交流協会、観光協会等と連携して犯罪発生情報の共有を図り、地域安全情報等の提供を行う。	県（観光課）
観光案内所等施設における安全情報の提供	観光案内所やホテル・旅館等の宿泊施設等での犯罪発生情報・防犯情報の提供を行う。	警察（生活安全企画課）

推進項目（１８） 大規模災害時等における安全対策の推進

東日本大震災や令和元年東日本台風の影響で、いまだ不自由な暮らしを余儀なくされている被災者が犯罪被害にあわず、安全に安心して暮らせるために継続して安全対策を推進します。

復興事業による新たなまちづくり計画に合わせて、防犯に配慮した対策に取り組み、新たなコミュニティにおける安全・安心まちづくり活動を促進します。

また、今後も起こりうる大規模災害等の緊急事態においても、犯罪のない安全で安心な生活ができるよう対策を推進します。

〈具体的推進方策〉

イ 被災地等の安全対策の推進

- 住民の避難や、被災による影響に乗じて発生する犯罪被害などを防止するため、警察、自主防犯ボランティア団体等が連携して安全パトロールを実施し、安全対策を推進します。
- 防犯情報の提供、犯罪被害に遭わないための安全教室を実施して、積極的に広報啓発活動を推進します。
- 環境の変化による不安やストレスなどに関連する犯罪を防止するため、各種相談窓口を設置し、不安の解消に努めます。

ロ 被災地等の新たな安全・安心まちづくりの促進

- 被災地等における新たなまちづくり計画に、犯罪の起きにくい環境設計や防犯カメラの効果的な設置を反映させるとともに、新たなコミュニティ形成に伴う安全・安心まちづくり推進体制の構築や、犯罪の起こりにくい環境設計への取組を促進します。

ハ 大規模災害等の緊急事態における子どもや防犯上配慮を要する者の安全対策の推進

- 今後も起こりうる大規模災害やさまざまな緊急事態に備え、日頃から安全対策に取り組み、子どもや女性、高齢者、障害者、外国人等の防犯上配慮を要する者が犯罪の被害にあわないための見守り活動や、緊急連絡先をはじめとする防犯情報の提供及び安全パトロールなどの取組を推進します。

ニ 新型コロナウイルス感染症等に伴う新しい生活様式に適応した安全・安心まちづくり活動の推進

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外出の自粛による人通りの減少や、子どものみの留守番の増加、各種生活支援に乗じた新たな手口による詐欺の発生など、今後も災害や感染症拡大などによる生活様式の変化に伴った新たな犯罪の発生が懸念されることから、変化した生活様式に適した方法による安全・安心まちづくり活動の取組について、自治体、関係機関、事業者、住民等が連携し、生活様式の変化に応じた防犯対策を推進します。

主な事業（取組）	事業（取組）内容	実施主体
被災地等における安全安心対策の推進	被災地等の復興状況に合わせたパトロール活動等を推進する。	警察（生活安全企画課）
地域安全教室講師派遣事業（再掲）	被災地において住民が安全で安心して暮らすことができるよう、防犯教室などに講師を派遣する。	県（共同参画社会推進課）
地域学校協働活動推進事業（放課後子供教室）（再掲）	全ての就学児童に対して放課後や週末等に安全・安心な活動拠点を設け、子どもが地域の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。	教育庁（生涯学習課）

資 料 編

○犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例

平成18年3月24日

宮城県条例第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 推進体制及び活動の支援等（第9条—第11条）

第3章 犯罪が起きにくい環境づくりのための基本的な施策（第12条—第21条）

第4章 雑則（第22条—第24条）

附則

安全で安心して暮らせる社会の実現は、県民共通の願いである。また、「安全」は社会における最も基本的な価値であり、「安心」は豊かで潤いのある生活を営む上の基盤となるものである。

私たちは、豊かな自然に恵まれた宮城で日々の営みを互いに支え合う地域社会を築いてきた。都市、農山漁村など多様な環境を有する宮城は、これからの時代に、真に豊かな生活を享受できる可能性を持った地域である。

しかし、県内では、子ども、女性、高齢者を対象とした犯罪の発生や、犯罪の国際化、低年齢化などによって、治安に対する県民の不安感が増してきている。

情報化、高齢化、都市化などに伴う生活様式の変化を始めとする近年の急激な社会環境の変化により、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化が危惧されるなか、県民が真に安心して暮らせるまちづくりの実現には、行政施策や警察活動のみならず、県民一人一人が、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を持ち、基本的人権を尊重しつつ、地域社会が連帯し支え合いながら、犯罪が起きにくい環境を整えることが必要である。

ここに、私たちは、誰もが安心して暮らすことができ、特に次代を担う子どもたちが犯罪に巻き込まれることのない安全な地域社会の実現を目指し、「犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくり」を県民運動として進めることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪が起きにくい環境づくりを進めるために必要な事項を定めることにより、安全・安心まちづくりを推進し、もってすべての県民が安心して暮らせるまちを実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 安全・安心まちづくりは、県、県民等（県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。）及び市町村の適切な役割分担による協働の下に、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- （1） 自らの安全は自らが守り、地域の安全は地域が守るという防犯意識の高揚を図るとともに、県民運動として、お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。
- （2） 子ども、女性、高齢者、障害者及び外国人その他の特に防犯上の配慮を要する者を犯罪被害から守ること。

(3) 基本的人権を侵害しないよう配慮しつつ、犯罪が起きにくい生活環境の整備を行うこと。

(県の役割)

第3条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

(市町村への協力及び支援)

第4条 県は、安全・安心まちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する安全・安心まちづくりに関する施策について、必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における安全の確保に自ら努めるとともに、地域における安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動における安全の確保に自ら努めるとともに、地域における安全・安心まちづくりに関する自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第7条 知事は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 安全・安心まちづくりに関する基本的方向

(2) 安全・安心まちづくりの推進のための施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、安全・安心まちづくりの推進に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、次条第1項に規定する安全・安心まちづくり委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(安全・安心まちづくり委員会)

第8条 基本計画その他安全・安心まちづくりに関する重要事項を審議するため、知事の附属機関として、安全・安心まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

3 委員会は、知事が任命する委員20人以内で組織し、任期は2年とし、委員は再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

第2章 推進体制及び活動の支援等

(推進体制の整備)

第9条 県は、県民等及び市町村と連携して、安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(広報及び啓発)

第10条 県は、県民が安全・安心まちづくりについて理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(自主的な活動に対する支援)

第11条 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動に対し、その活動を促進するため情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

2 警察署長は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動が適切かつ効果的に推進されるよう、その管轄区域における犯罪の発生状況等に関する情報の提供、助言等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 犯罪が起きにくい環境づくりのための基本的な施策

(児童等の安全確保のための指針)

第12条 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校の高等課程、主として外国人の児童、生徒及び幼児に対して学校教育に類する教育を行う各種学校並びに児童福祉施設をいう。以下同じ。）及び通学路等（通学、通園等の用に供されている道路並びに児童、生徒及び乳幼児（以下「児童等」という。）が日常的に利用している公園、広場等をいう。以下同じ。）における児童等の安全確保に関する指針を定めるものとする。

(学校等における児童等の安全確保)

第13条 学校等を設置し、又は管理する者は、前条の指針に基づき、当該学校等における児童等の安全確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、必要があると認めるときは、関係機関の職員、児童等の保護者、地域住民、関係団体等の参加を求めて、児童等の安全確保に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等における児童等の安全確保のために必要な情報の提供、助言等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全確保)

第14条 通学路等を管理する者、児童等の保護者、学校等を管理する者及び地域住民は、連携して、第12条の指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、児童等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれが明らかであると認められる場合には、状況に応じて、警察官への通報、避難誘導等その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(児童等の安全教育)

第15条 県は、児童等が犯罪の被害者又は加害者とならないようにするために学校等が家庭及び地域社会と連携して行う教育に係る取組を支援するものとする。

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)

第16条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有し、又は犯罪の防止に配慮した管理を行う道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

2 知事は、公安委員会と協議して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

3 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

第17条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 知事は、公安委員会と協議して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

3 住宅を建築しようとする者又は住宅を所有し、若しくは管理する者（以下「住宅建築者等」という。）は、前項の指針に基づき、当該住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有し、又は犯罪の防止に配慮した管理を行うものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 県は、住宅建築者等及び住宅に居住する者に対し、当該住宅の防犯性向上のために必要な情報の提供、助言等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(空き地又は空き家における犯罪の防止)

第18条 空き地又は空き家を所有し、又は管理する者は、当該空き地又は空き家について、さくの設置、草刈り、出入口の施錠等犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(深夜商業施設等における犯罪の防止)

第19条 知事は、公安委員会と協議して、深夜商業施設等（深夜商業施設（午後10時から翌日の午前5時までの間において営業する小売業に供される施設をいう。）及び遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行う施設並びに青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）第30条各号に規定する営業に係る営業所をいう。）をいう。以下同じ。）における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 深夜商業施設等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該深夜商業施設等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、深夜商業施設等を設置し、又は管理する者に対し、当該深夜商業施設等の防犯性向上のために必要な情報の提供、助言等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(自動車等の販売業者による情報の提供)

第20条 自動車、原動機付自転車及び自転車の販売事業者は、盗難による被害を防止するため、購入者に対し、日常の管理方法及び犯罪の防止に配慮した機器等に関する情報提供を行うよう努めるものとする。

(観光旅行者等の安全の確保)

第21条 県は、観光に関する事業を営む者等と連携して、観光旅行者等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(指針の策定手続)

第22条 知事は、第12条、第16条第2項、第17条第2項及び第19条第1項の指針（以下「防犯指針」という。）を定め、又は変更しようとするときは、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、防犯指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

い。

(財政上の措置)

第23条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の公表)

第24条 知事は、毎年度、安全・安心まちづくりに関して講じた施策の内容を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

〔次のよう〕略

附則（平成18年条例81号）

(施行期日)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成22年条例22号）

(施行期日)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成28年条例4号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条中「中学校」の下に「，義務教育学校」を加える部分は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成28年条例20号）

(施行期日)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

○子どもを犯罪の被害から守る条例

平成27年7月10日
宮城県条例第63号

(目的)

第1条 この条例は、子どもが、その心身の未成熟のため犯罪の危険を回避する能力が低いことに鑑み、子どもを犯罪の被害から守ることについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為を規制し、もって子どもが安心して安全に生活できる健全な地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 13歳に満たない者をいう。
- (2) 保護監督者 親権を行う者、未成年後見人、又は学校の職員その他の者で、子どもを現に保護し、若しくは監督するものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、県民、事業者及び市町村と連携して子どもを犯罪の被害から守るために必要な施策を策定し、実施するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、子どもを犯罪の被害から守ることに関し理解を深めるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し子どもに対する犯罪の防止に配慮するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供、助言その他の必要な支援)

第6条 県は、県民及び事業者が子どもを犯罪の被害から守るために行う自主的な活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 県は、子どもを犯罪の被害から守るために市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が子どもを犯罪の被害から守るための施策を実施する場合には、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の禁止)

第7条 何人も、保護監督者が直ちに危害を排除することができない状態にある子どもに対し、防犯に関する活動等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすることにより、人目につかない場所又は人気のない場所へ誘い出し、又は誘い込もうとすること
- (2) 義務のない行為を行うことを要求すること。
- (3) 言い掛かりをつけ、又はすごむこと。

(4) 身体、衣服、所持品等をつかみ、進路に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

(禁止行為に係る通報)

第8条 前条の規定に違反したと認められる者を発見した者は、速やかに、保護監督者又は警察官に通報するよう努めるものとする。この場合において、当該通報を受けた保護監督者は、速やかに、これを警察官に通報するよう努めるものとする。

(罰則)

第9条 第7条第3号又は第4号の規定に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(適用上の注意)

第10条 この条例の適用に当たっては、県民が子どもを犯罪の被害から守るために助け合うことができる関係を損なうことがないよう配慮し、防犯に関する活動等が阻害されることのないよう十分留意しなければならない。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」(本文)

第1 ガイドライン策定の目的及び対象

1 ガイドライン策定の目的

宮城県では、地域全体で連携し支え合いながら、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、平成18年4月に「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」を施行するとともに、同条例に基づく「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」を策定し、県、県民、事業者の方々及び市町村等の関係機関・団体が一体となって、犯罪の未然防止に努めているところです。

ソフト面での対策としては、県警察を始めとした関係機関や防犯ボランティアが連携した防犯情報の提供や、地域の見守り活動などが行われているほか、併せてハード面では、犯罪の未然防止や検挙に効果がある防犯カメラの有用性に対する認識が高まっており、県内の繁華街、一部自治体等で普及が進んでいます。これら商店街や金融機関、駐車場等に設置されている防犯カメラが、犯罪の防止や事件の解決に有用であることは多くの方々に認識されているところです。

しかし、一方で、知らないうちに自分の姿が撮影され目的外に利用されるのではないかというプライバシーの侵害や、インターネット回線を通じた画像データの漏洩等について不安を感じる方々もいます。

そこで、宮城県では、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用するため、設置及び運用に関するガイドラインを策定しました。

このガイドラインに沿って、県民等のプライバシーなどに十分配慮しながら、防犯カメラの適正な設置・運用に努めましょう。

2 対象となるカメラ

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、次の3つの要件をすべて満たすカメラとします。

※ 要件のすべてを満たさないカメラ（例えば、防犯目的でないカメラ、共同住宅の建物内を撮影するカメラ、録画装置を備えていないカメラ等）は、このガイドラインの対象にはなりません。人を撮影する場合は、プライバシーを侵害するおそれがあります。このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護に配慮した適正な運用が必要です。

(1) 設置目的

犯罪の防止を目的に設置されているカメラ

※ 施設管理や混雑程度の把握、事故防止、防火・防災等を主目的にするカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラは、このガイドラインの対象とします。

(2) 設置場所

不特定かつ多数の人が利用する施設や場所に継続的に設置されているカメラ

※ 例として、

- ・道路、公園、広場、駐車場、駐輪場
- ・商店街、繁華街
- ・空港ターミナル、鉄道駅、バスターミナル、フェリー乗り場
- ・金融機関、小売店・百貨店・複合施設などの商業施設、病院
- ・劇場、映画館、美術館、スポーツ・レジャー施設、観光施設、ホテル、旅館
- ・寺院、神社

等に設置されたカメラをいいます。

※ 事業所の事務所内や工場の敷地内、マンション・アパート等共同住宅の建物内など不特定かつ多数の人の出入りが想定されない場所を撮影するカメラは、このガイドラインの対象となりません。

(3) 設置機器

画像を記録媒体(HDD、メモリーカード等)に保存する機能を備えたカメラ

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラを設置又は運用する者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を禁止することとします。

2 撮影範囲、設置場所等

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにでも防犯カメラを設置し、撮影してよいというものではありません。

そこで、設置者等は、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、撮影方向、設置台数を定めることとします。

3 設置の表示

設置者等は、犯罪抑止効果及びプライバシー保護の観点から、誰にでもわかるように、撮影対象区域内又は付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者等の名称を表示することとします。

※ 設置場所から設置者等が明らかである場合は、名称表示を省略することができます。

※ 複数の防犯カメラを設置する場合、撮影される範囲が認識できるときは、必ずしも全てのカメラに表示をする必要はありません。例えば、金融機関の建物等に設置する場合は、出入口に表示することで足りることが多いと考えます。

4 管理責任者、操作取扱者の指定

設置者等は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定することとします。

また、管理責任者が自ら防犯カメラの操作をすることができない場合は、操作取扱者を指定し、その指定を受けた者だけに機器の操作等を行わせることとします。

※ 管理責任者は、防犯カメラ設置店舗の店長や警備責任者等防犯上必要な業務を適正に遂行できる者を指定します。

5 設置者等の責務

設置者等及び管理責任者は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守ることとします。

- (1) 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。
- (2) 撮影された画像の利用や提供を制限すること。
- (3) 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。
- (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

6 撮影された画像等の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進み、画像の複写や持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要です。

そこで、設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、画像等の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置、記録媒体については、施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じること。

※ 例えば、設置施設の施錠や許可した者以外の立入禁止、記録媒体の施錠可能な保管庫での管理、画像再生のパスワード設定等の方法があります。

- (2) 保存した画像の不必要な複写や加工を行わないこと。
- ※ 例えば、防犯カメラの設置に際し、顔認識等のシステムを導入する場合には、その設置目的以外で画像の加工等を行わない旨を、設置・運用要領に記載することとします。
- (3) ビデオテープやDVD等の記録媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出し・転送ができない措置をとること。
- (4) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間（概ね1か月以内）とすること。ただし、業務の遂行又は犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができる。
- ※ 適正な保存期間の設定は、設置者の業態により異なりますが、長期間の保存は、より多くデータを持つことになり、外部への漏えいのおそれが増えるため、目安として概ね1か月以内という基準を示したものです。
- (5) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去を確実に行うこと。
- (6) 記録媒体を処分するときは、破砕又は復元のできない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にすること。また、処分の日時、方法等を記録すること。
- (7) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、ウイルス対策ソフトウェアを使用したり、パスワードを設定するなどして、情報漏えい防止措置に特に配慮すること。

7 撮影された画像等の閲覧・提供の制限

- (1) 県民等のプライバシー保護のため、次の場合を除き、設置者等、管理責任者及び操作取扱者が、撮影された画像を設置目的以外に利用することや、第三者に閲覧させたり、提供したりすることを禁止することとします。
- なお、第三者に画像を閲覧させ、又は提供する場合は、できるだけ関連する部分に限って行うこととします。

ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状に基づく場合や捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、裁判所からの文書送付や調査の嘱託、文書提出命令（民事訴訟法第186条等）、弁護士会からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合等をいいます。

イ 県民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

迷子や認知症等の行方不明者の安否確認に必要な場合、災害発生時に被害状況を情報提供する場合等が想定されます。

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査等が想定されます。

エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

この場合でも、画像に記録されている他の人の画像や住居の様子等が見えないよう、マスキング処理を行うなど配慮し、プライバシーを侵害することがないように、細心の注意が求められます。

- (2) 画像を第三者へ閲覧させたり、提供したりする場合は、設置者等及び管理責任者が、その必要性を十分検討するとともに、閲覧させるのみとするか、提供するか慎重に判断することとします。

また、画像を閲覧させたり、提供した時は、相手先、日時、目的、画像の内容等を記録することとし、要請者に身分証明書等の提出を求めるなど、身元確認を確実に行うこととします。

8 秘密の保持

設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、防犯カメラによって個人情報等を大量に収集

し、管理することになりますので、画像は言うまでもなく、画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用したりしないこととします。なお、その職でなくなった後においても同様とします。

9 保守点検等

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの機能維持のため、録画状況を確認するなどの日常的な点検に加えて、定期的に保守点検を行うこととします。

また、パソコン等で防犯カメラの画像を取り扱う場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入するなどセキュリティ対策に十分な配慮をする必要があります。

10 問い合わせ・苦情等への対応

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する問い合わせや苦情等には、誠実、迅速に対応することとします。

なお、あらかじめ、問い合わせや苦情対応担当者を指定したり、対応要領を定めておくことも誠実、迅速な対応のために有用です。

11 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの設置、施設管理業務、警備業務を委託する場合や、動線分析等の業務を委託する場合は、設置・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、情報漏えいの防止やプライバシー保護に配慮した適正な設置、運用を委託先に徹底することとします。

12 個人情報保護法の遵守

防犯カメラに記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。

よって、設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱うこととします。

第3 運用規程の作成と適切な運用

設置者等又は管理責任者は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・運用を適正に行うため、設置目的や運用形態に合わせ、次の事項を盛り込んだ設置・運用要領を定めることとします。

※ 巻末に設置・運用要領の参考例を掲載しています。

- ① 設置目的
- ② 設置場所、設置台数、撮影範囲、設置の表示
- ③ 管理責任者等の指定
- ④ 保管場所、保存期間等画像の管理
- ⑤ 画像の利用及び提供の制限
- ⑥ 保守点検
- ⑦ 問い合わせ、苦情等への対応

このガイドラインは、防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和を図るため配慮していただきたい基本的事項をまとめたものです。

実際の設置・運用に当たっては、このガイドラインを参考にされるとともに、必要に応じ有識者等に意見を求めるなどして、それぞれの設置目的や運用形態に合わせた設置・運用要領を定め、組織内等で周知を図り、適正な取扱いに努めてください。

「防犯カメラの設置・運用要領(参考例)」

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮し、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇（場所・施設）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇〇（場所・施設）における犯罪防止及び事故防止のために設置する。

【※ 施設管理や防災など、その他設置目的がある場合は列挙します。】

3 設置場所等

(1) 設置場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇〇（場所・施設）に＊＊台の防犯カメラを設置する。

【※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示します。（別紙配置図参照）】

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

【※ 表示板には、設置者名を記載します。（別紙表示例参照）】

4 管理責任者等

(1) □□□（防犯カメラを設置又は運用する者、以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、△△△とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。

(4) 操作取扱者は、▽▽▽とする。（又は「操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。」）

【※ 管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(3)と(4)は不要です。】

(5) 設置者等及び管理責任者の責務は次のとおりとする。

- ① 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。
- ② 撮影された画像の利用や提供を制限すること。
- ③ 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。
- ④ その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

5 画像等の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、×××とする。記録媒体は施錠可能な保管庫に保管し、外部への持ち出しや転送を禁止する。保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

(2) 画像の不必要な複写等の禁止

保存した画像の不必要な複写や加工を行わない。

(3) 保存期間

保存期間は、◇◇◇とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、保存期間を延長することができる。

【※ 保存期間は、目安として概ね1か月以内という基準を示しています。】

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去する。

また、記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録する。

6 画像の利用及び閲覧・提供の制限

- (1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者に閲覧させたり、提供したりすることを禁止する。

なお、第三者に画像を閲覧させ、又は提供する場合は、できるだけ関連する部分に限って行うこととする。

ア 法令に基づく場合

イ 個人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のため に緊急の必要性がある場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた 場合

エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に閲覧させたり、提供したりする場合

【※ 来店者の動線分析等防犯以外の設置目的があり、当該目的達成のため第三者 に提供する必要がある場合は、その旨を記載します】

- (2) 画像を閲覧させ、又は提供する場合は、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、その日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録する。(別紙画像提供記録書参照)

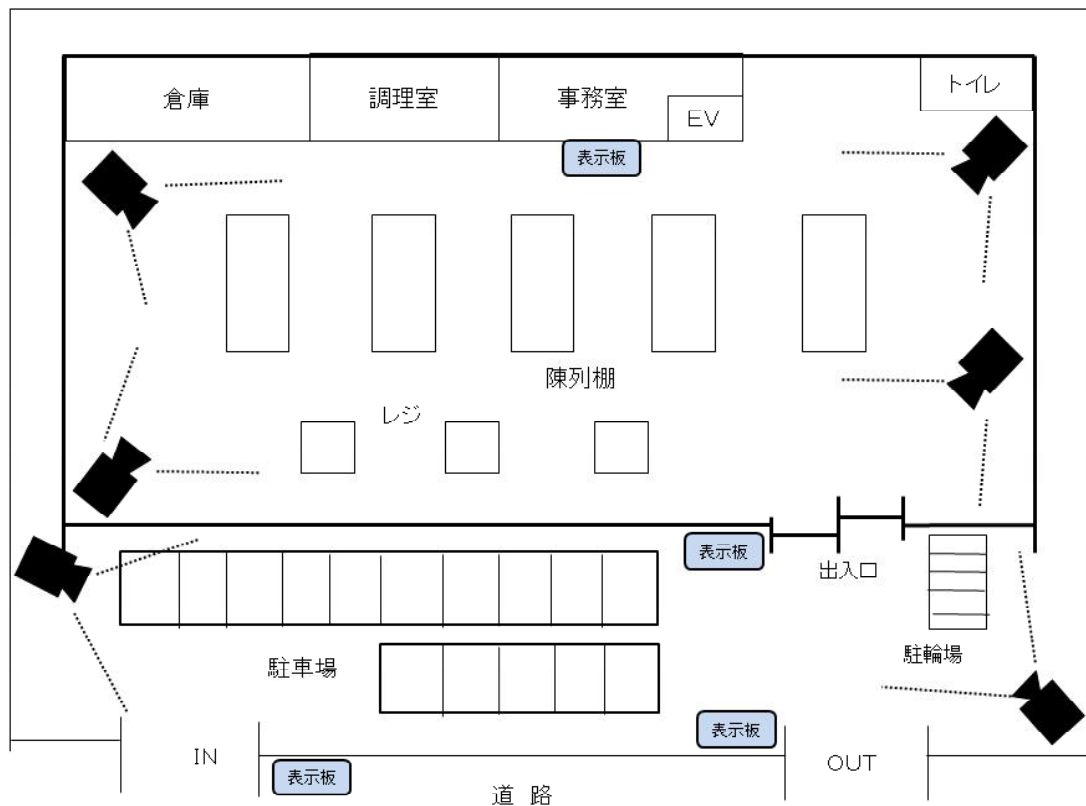
7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、録画状況を確認するなどの日常的な点 検に加えて、◆か月ごとに保守点検を行う。

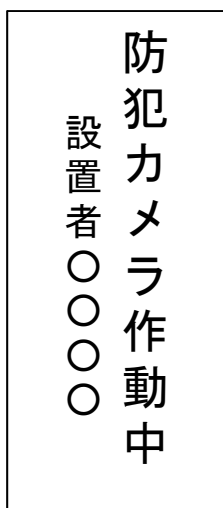
8 問い合わせ・苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせや苦情 等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

【配置図の例】



【表示の例】



【画像提供記録書の例】

提供日時	平成 年 月 日 時 分		
提供先	名 称		
	職・氏名		
	連 絡 先	()	
画像内容		カメラ番号	
録画時間	～ (時間 分 秒)		
提供方法	☐ 閲覧のみ ☐ 記録媒体複製 () ☐ その他 ()		
提供理由			
身元確認			
その他			

取扱者氏名 _____

安全・安心まちづくり委員会 委員名簿

※令和３年３月３１日現在

	区分・職業	委員名	役職	備考
1	学識経験者	成瀬 幸典	東北大学大学院法学研究科教授	会長
2		田中 智仁	仙台大学体育学部准教授	
3	こども，女性， 外国人等関係者	浅野 直美	宮城県PTA連合会 常任理事	
4		藤澤 美子	青少年育成推進指導員	
5		竹田 英子	宮城県少年補導員協会会長	
6		八幡 悦子	特定非営利活動法人ハーティ仙台 代表理事	
7		小野 浩子	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 仙台北地域福祉サービスセンターセンター長	
8		ザンペイ ソフ ・バキトグル	公益財団法人宮城県国際化協会 登録外国人講師	
9	商業関係	加藤 慎一	株式会社セブン-イレブン・ジャパンリスクマネジ メント室総合渉外部東北ゾーンマネジャー	
10	建築 設計関係者	西條 由紀子	一級建築士	副会長
11	観光関係者	本郷 昌孝	公益社団法人宮城県観光連盟 事務局長	
12	防犯活動関係者	吉田 邦光	公益社団法人宮城県防犯協会連合会 専務理事	
13		高橋 敦	一般社団法人宮城県警備業協会 専務理事	
14	市町村関係者	三浦 利之	大崎市総務部防災安全課長	
15		浅野 辰夫	大郷町総務課長	
16	学校関係	太田 文子	石巻市立万石浦小学校校長	
17	公募委員	中井 誠一		
18		菅井 信子		

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第４期）の策定経緯

令和２年７月１６日	令和２年度第１回安全・安心まちづくり委員会	○委員会への諮問 ○素案の審議
令和２年１１月９日	令和２年度第２回安全・安心まちづくり委員会	○中間案の審議
令和２年１１月１９日	パブリックコメントの実施	(令和２年１２月１８日まで)
令和３年１月１８日	令和２年度第３回安全・安心まちづくり委員会	○最終案の審議 ○知事へ答申 (令和３年１月２１日付け)
令和３年２月１６日	第３７７回県議会（令和３年２月定例会）へ提出	
令和３年３月１９日	宮城県議会で可決	(原案可決)

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第４期）

発行 令和３年３月

編集 宮城県環境生活部共同参画社会推進課

〒980－8570

仙台市青葉区本町三丁目８番１号

T E L 022－211－2567

F A X 022－211－2392

H P <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/machidukuri.html>